岐阜県食品安全行動基本計画

～第５期～

食の安全・安心に関する５か年計画

令和８年１０月改訂版

岐阜県

目　次

総　論 3

1 岐阜県食品安全行動基本計画策定の趣旨 3

2 岐阜県食品安全行動基本計画の基本的事項 3
（１） 計画の位置づけ 3
（２） 計画の期間 3
（３） 計画の推進体制 4
（４） 計画の進行管理と報告 4

3 第４期計画の取組状況と課題 5

4 第５期計画の目標と施策の方向 9

各　論 11

施策の方向１　食品等の安全性の確保 11

1 コンプライアンスの推進 11
（１） コンプライアンスの周知啓発の推進　【重点施策】 11

2 HACCP の取組の推進 14
（１）HACCP の適正運用の推進　【重点施策】 14

3 監視指導・検査の推進 17
（１） 食中毒対策　【重点施策】 17
（２） アレルゲン対策 21
（３） 農薬対策 24
（４） 食品添加物対策 27
（５） 遺伝子組換え食品対策 29
（６） 環境汚染物質・環境因子対策 32
（７） 畜水産物対策 34
（８） 健康食品対策 38
（９） 食品表示対策　【重点施策】 40
（１０） 輸入食品対策 43
（１１） 食品廃棄物対策 45

4 危機管理体制の構築 48

（１） 危機管理対策の推進 48

施策の方向２ 食品に対する安心感の向上 51

１ リスクコミュニケーションの推進 51
（１） 双方向のリスクコミュニケーション 【重点施策】 51
（２） 食品の安全と信頼に関する情報の提供 55
（３） 県民の意見の収集と活用 57

２ 食品の安全・安心に関する教育の推進 59
（１） 学校等における食品安全教育の推進 【重点施策】 59
（２） 地域社会における食品安全教育の推進 61

３ 食品の安全に関する各認定制度の活用 63
（１） 食品の安全に関する各認定制度の普及推進 63

施策の方向３ 将来にわたる安全な食生活の確保 66

１ 県内産農林畜産物の生産・消費の推進 66
（１） 環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり 66

２ 食品の安全を支える調査研究の推進 69
（１） 食品の安全を支える調査研究の推進・活用 69

３ 食品の安全を守る人材の確保 71
（１）食品の安全を守る人材育成の推進 71

資 料 編 73

岐阜県食品安全基本条例 74

指標一覧 79

食の安全に関する相談窓口一覧 85

総 論

1 岐阜県食品安全行動基本計画策定の趣旨

岐阜県では、県民のみなさまの健康で安心な食生活を確保するため、平成 15 年 12 月に議員提案により、全国に先駆け「岐阜県食品安全基本条例」（以下「条例」という。）を制定し、

平成 16 年 4 月 1 日に施行しました。

この条例に基づき、平成 16 年 6 月に 5 カ年計画として食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関する目標、施策の方向、具体的な行動の指針を定めた第 1 期「岐阜県食品安全行動基本計画」（以下「第 1 期計画」という。）を策定しました。平成 21 年に第 2 期計画、平成 26 年に第 3 期計画、平成 31 年に第 4 期計画を策定し、県民の食品の安全性の確保等に関する施策を推進してきました。

近年、食品を取り巻く社会環境は変化し、少子高齢化の進行や働き方の多様化による中食・外食産業の需要が増加しています。また、食のグローバル化に伴う輸入食品の増大などにより様々な食品が流通するようになっています。こうした変化に伴い、一層の食品等の安全性を確保することが求められるようになっています。

一方で、相次ぐ食品表示の偽装（平成 19 年～20 年頃）、中国産冷凍ギョーザによる有機リン食中毒事案（平成 20 年）、福島第一原子力発電所の事故による食品の放射能汚染（平成 23 年）、焼肉チェーン店による広域の腸管出血性大腸菌食中毒事案（平成 23 年）、食品廃棄物の不正転売事案（平成 28 年）など食品の安全を脅かす事案が明らかとなり、その都度、県民の食に関する不安感が高まり、その不安感は、現在も解消されるまでに至っていません。

こうした社会環境の変化や課題に対応し、引き続き県において施策の推進を図り、食品等の安全性を確保するため、令和 6 年度から取り組む食品安全行動基本計画（第 5 期）を策定します。

※食品･････すべての飲食物（医薬品・医薬部外品は除く）のこと。

※食品等･･･食品（医薬品・医薬部外品を除くすべての飲食物）のほか、「添加物」「器具（調理器具や食器など）」「容器包装」「食品の原料または材料として使用される農林水産物」のこと。

2 岐阜県食品安全行動基本計画の基本的事項

（１）計画の位置づけ

① 条例

本計画は、条例第 20 条に基づいて策定します。

【条例第 20 条】（抜粋）

1　知事は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全行動基本計画を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　食品の安全性の確保等に関する目標

二　食品の安全性の確保等に関する施策の方向

三　前二号に掲げるもののほか、食品の安全性の確保等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

② SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された持続可能でよりよい世界を実現するための国際目標です。

SDGs は、17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残されない（no one will be left behind）」ことを誓っています。また、発展途上国のみならず、先進国を含むすべての国が取り組むべきものとされています。

本県では、地方創生の推進そのものが SDGs の達成に向けたプロセスであるとの考えのもと、各種施策に取り組んできており、令和 2 年 7 月には、「SDGs 未来都市」に選定されています。

本計画に基づく各種施策の実施にあたっても、SDGs の理念を取り入れ、食品の安全性をめぐる広範な課題解決に統合的に取り組む必要があります。

【SDGs の理念につながる施策】

施策の方向１　HACCP の導入支援
食品廃棄物対策

施策の方向２　双方向のリスクコミュニケーション
食品の安全と信頼に関する情報の提供
学校等における食品安全教育の推進
地域社会における食品安全教育の推進

施策の方向３　環境調和型農業と消費者を
つなぐ新たな仕組みづくり

（２）計画の期間

本計画は、令和 6 年度から 10 年度までの 5 年間とし、社会情勢等の変化や関係法令の改正等があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

（３）計画の推進体制

条例第 19 条に基づき設置している「岐阜県食品安全・安心推進連絡会議」により全庁的かつ横断的な体制で計画を推進します。

また、学識経験者、県民、生産者及び流通販売業者の代表からなる「岐阜県食品安全対策協議会」を開催し、食品安全に関するさまざまなご意見をいただきながら施策を推進します。

岐阜県食品安全・安心推進連絡会議

議長	健康福祉部	健康福祉部長
	知事公室	秘書広報課長
	総合企画部	総合政策課長
	危機管理部	危機管理政策課長
	環境エネルギー生活部	廃棄物対策課長　環境管理課長 県民生活課長
	健康福祉部	健康福祉政策課長　健康推進課長 感染症対策推進課長　生活衛生課長 薬務水道課長
	商工労働部	産業イノベーション推進課長 県産品流通支援課長※
	農政部	農政課長　農産物流通課長 農産園芸課長　畜産振興課長 家畜防疫対策課長　農村振興課長 里川・水産振興課長
	林政部	県産材流通課長
	教育委員会事務局	体育健康課長

報告 →

← 意見

岐阜県食品安全対策協議会

消費者代表
生産者代表
流通業者代表
学識経験者

※令和８年４月１日組織見直しにより廃止

（４）計画の進行管理と報告

計画の事業評価を行うため、各施策に指標を設定し検証を行います。

条例第 21 条に基づいて、計画の進捗状況を毎年度、議会に報告するとともに県ホームページに公表を行います。

3 第４期計画の取組状況と課題

第４期計画では、３つの方向に従って、25 の施策に取り組みました。

施策の方向１：食品等の安全性の確保

食品関連事業者に対し、コンプライアンス意識を高めることを目的に、食品関連事業者向けの講習会等において、コンプライアンスの徹底を呼びかけました。

また、食品衛生法に基づき毎年度策定している岐阜県食品衛生監視指導計画により食中毒発生の危害度が高い施設に対し、重点的に監視指導を実施し、食中毒の防止対策に取り組みました。

しかし、一方で、食品表示関係法令の改正が相次ぎ、その規定が年々複雑となっていることから、食品関連事業者の理解不足や誤植などを原因とする食品表示の不備は減少していません。さらに、令和 3 年 12 月には県内食品卸売業者によるうなぎの産地偽装が発覚しました。食品等の安全性を確保し、県民と食品関連事業者の信頼関係を確立するため、食品関連事業者のコンプライアンス意識の向上と関係法令の理解促進が求められます。

食中毒事件は、依然として県内外で発生しており、アニサキス、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒が多発しています。また、全国的には、腸管出血性大腸菌食中毒による死亡事例がたびたび発生しており、食中毒の発生防止対策の徹底が必要であるといえます。

平成 30 年 6 月の食品衛生法改正により、HACCP に沿った衛生管理の制度が導入され、令和 3 年 6 月完全施行となりました。しかし、令和 4 年度に県が実施したアンケート調査において、「衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録している。」と回答した施設は約半数にとどまり、HACCP に沿った衛生管理が全県下に定着したとはいえない状況にあります。

引き続き、毎年度、岐阜県食品衛生監視指導計画を策定し、食品営業施設等の HACCP に沿った衛生管理の取組状況を監視指導するとともに、残留農薬、食品添加物及び遺伝子組換え食品等の検査について、県内外の検査実績や食品の生産・流通等を考慮したうえで、同計画に検体数、項目等の検査内容を定め、計画的に実施していく必要があります。

＜課題＞

・食品関連事業者に対するコンプライアンス意識の徹底
・食品衛生監視指導及び検査の実施による食中毒防止対策の徹底
・HACCP に沿った衛生管理の定着促進

施策の方向２：食品に対する安心感の向上

県では食品関連事業者や県民に対し、県ホームページ、広報紙「食卓の安全・安心ニュース」、メールマガジン及び Facebook の活用により、食品の安全性に関する情報提供を行うとともに、シンポジウムや出前講座などのリスクコミュニケーション事業を実施し意見交換を行ってきました。

また、岐阜県食品安全対策協議会を開催し、県民、生産者、流通業者及び学識経験者の方々に、それぞれの立場から意見をうかがい、その意見を踏まえて、食品等の安全性を確保するための取組を進めてきました。

令和４年度の食品の安全性に関する県民アンケート調査では、食品に対する安心感について、平成 18 年度と比べて「安心」と回答する方が 19.6%から 56.1%に増加し、「不安」と回答する方が 76.3%から 15.7%に減少しています。これは、こうした取組のほか、食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上に係る取組の効果があらわれてきていると考えられるものの、依然として半数近くの方が「安心」と回答してないのが現状です。

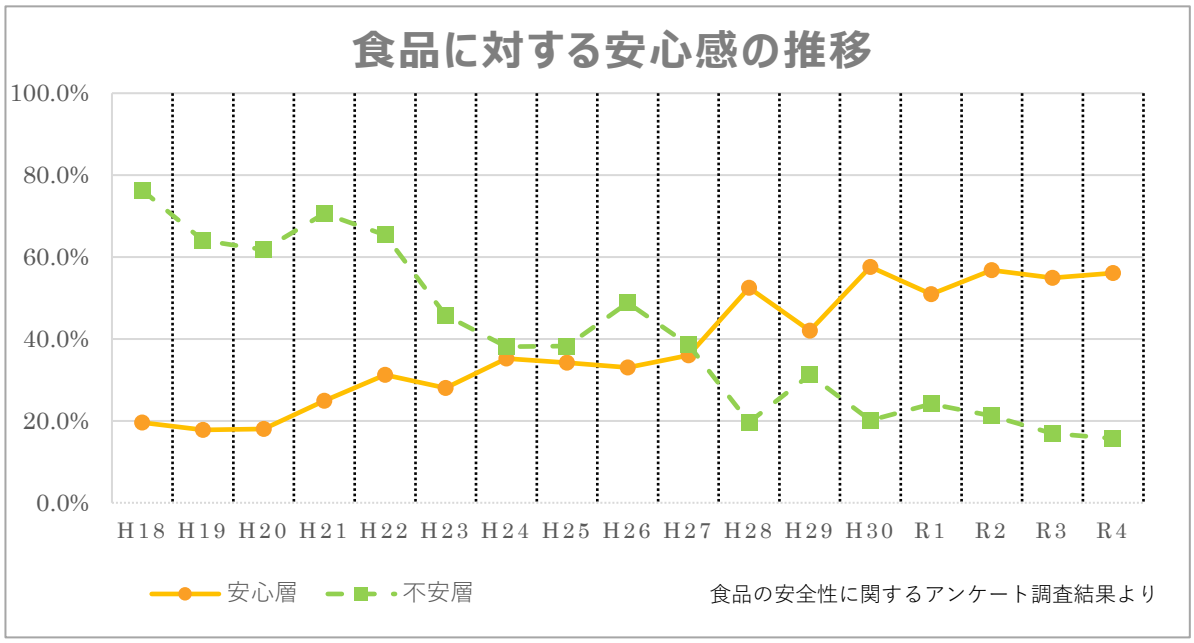

今後もこれまでの取組を継続・発展させ、県民、食品関連事業者、行政が双方向にリスクコミュニケーションを行える場を提供していく必要があります。

また、県民が食品安全に関する正しい知識・情報に基づき、自ら考えて判断し、食品を選択できるように、積極的に学べる場をさらに提供していくことが必要です。特に子どもたちに対し、食品安全に関する教育を行うことが、将来に向けて食品の安全・安心を確保することにつながると考えられます。

さらに、未成年者を含む若年世代が飲食店内で食品を不衛生に取扱い、その動画をネットで公開するという事案が全国的に多発しています。その原因の一つとして、当該者が食品関連事業者の食品衛生に係る様々な取組や、その苦労を知ることなく、安易に行動していることが考えられることから、幼い世代からの食品安全に関する教育の重要性は増しています。

＜課題＞

・双方向のリスクコミュニケーションの推進
・子どもたちへの食品安全の教育の推進

施策の方向 3：将来にわたる安全な食生活の確保

「ぎふクリーン農業」や「岐阜県 GAP 確認制度」の推進により、環境や食品の安全性に配慮した生産体制の確保について、成果を上げてきました。

GAP の考え方は日に日に浸透しており、世界基準となりつつあります。岐阜県においても、これまで以上に GAP の推進が求められている状況です。

そこで、従来の「ぎふクリーン農業」及び「岐阜県 GAP 確認制度」の取組を廃止し、これまで培った「環境保全」、「食品安全」等の理念を引き継ぎ、さらに対象範囲を拡大した「ぎふ清流 GAP 評価制度」を新設し、令和 2 年 11 月から取り組んでいます。

また、農林畜産物の直売活動の活性化や県産品の活用を促進することにより、安全・安心な食品が手に入りやすい環境をつくり、地産地消を推進します。

同時に、将来に向けて食品の安全・安心を確保するためには、食品の安全に関わるすべての人材が高い専門性を持つことが重要であることから、人材の確保と育成を継続して行っていく必要があります。

＜課題＞

・県内産農林畜産物の安定的な供給を図る体制を整備し、地産地消を推進

４　第５期計画の中間見直し時の取組状況と課題

施策の方向３：将来にわたる安全な食生活の確保

これまでに、「ぎふクリーン農業（Ｒ５年度末で終了）」や「ぎふ清流 GAP 評価制度」等により、環境や食品の安全性に配慮した生産体制の確保について推進してきました。この安全で安心な農産物を安定的に提供するためには、より多くの生産者が環境に配慮した農業に取組める環境づくりをするとともに、この取組を広く消費者に伝えていく必要があります。

同時に、将来に向けて食品の安全・安心を確保するためには、食品の安全に関わるすべての人材が高い専門性を持つことが重要であることから、人材の確保と育成を継続して行っていく必要があります。

＜課題＞

・環境と調和し、食品安全を確保した生産体制の構築
・安全で安心な農産物の生産情報・取組の情報発信の強化

5 第５期計画の目標と施策の方向

第 4 期計画における課題をふまえ、第 5 期計画においては、3 つの方向に向け各施策に取り組み、目標達成を目指します。

＜目　標＞

すべての県民とのコラボレーションにより、
「将来にわたって安全で安心な食生活ができる岐阜県」の実現を目指します。

◆安全で
食品等の安全性の確保を目指します。

◆安心な
食品等に対する安心感の向上を目指します。

◆将来にわたって
将来にわたる安全な食生活の確保を目指します。

◆コラボレーションにより
過程を重視し、食品関連事業者や関係団体を含むすべての県民とのコラボレーション* によって計画を進めていきます。

コラボレーションとは

コラボレーションは、「共同作業」という意味です。本計画では、県民、事業者、行政などの異なる立場の人や団体がコラボレーションすることにより、新しい発想や効果が生み出されることを期待します。

＜施策の方向＞

目標を実現するため、次の 3 つの方向に向かって施策を展開していきます。

施策の方向 1　食品等の安全性の確保

施策の方向 2　食品に対する安心感の向上

施策の方向 3　将来にわたる安全な食生活の確保

＜体　系＞

3 つの施策の方向、10 の基本的施策、23 の施策を設定し、計画を進めていきます。また、第 4 期計画の取組結果を踏まえ、第 5 期計画に向けた課題を重点施策として設定しました。

施策の方向	基本的施策	施　策
1 食品等の安全性の確保	1　コンプライアンスの推進	(1)コンプライアンスの周知啓発の推進　重点施策
	2　HACCP の取組の推進	(1)ＨＡＣＣＰの適正運用の推進　重点施策
	3　監視指導・検査の推進	(1)食中毒対策　重点施策
		(2)アレルゲン対策
		(3)農薬対策
		(4)食品添加物対策
		(5)遺伝子組換え食品対策
		(6)環境汚染物質・環境因子対策
		(7)畜水産物対策
		(8)健康食品対策
		(9)食品表示対策　重点施策
		(10)輸入食品対策
		(11)食品廃棄物対策
	4　危機管理体制の構築	(1)危機管理対策の推進
2 食品に対する安心感の向上	1　リスクコミュニケーションの推進	(1)双方向のリスクコミュニケーション　重点施策
		(2)食品の安全と信頼に関する情報の提供
		(3)県民の意見の収集と活用
	2　食品の安全・安心に関する教育の推進	(1)学校等における食品安全教育の推進　重点施策
		(2)地域社会における食品安全教育の推進
	3　食品の安全に関する各認定制度の活用	(1)食品の安全に関する各認定制度の普及推進
3 将来にわたる安全な食生活の確保	1　県内産農林畜産物の生産・消費の推進	(1)環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり
	2　食品の安全を支える調査研究の推進	(1)食品の安全を支える調査研究の推進・活用
	3　食品の安全を守る人材の確保	(1)食品の安全を守る人材育成の推進

各　論

施策の方向１　食品等の安全性の確保

１ コンプライアンスの推進

（１）コンプライアンスの周知啓発の推進　【重点施策】

コンプライアンス* を社会に浸透させ、安全と信頼を生み出します。

現状と課題

○これまで産地偽装、賞味期限の改ざん、事故の隠ぺい、食材の使い回しなどが全国的に発生して大きな問題となりました。また、食品関連事業者*による意図しない誤植、必要事項の欠落などの食品表示違反が後を絶ちません。こうした問題が起きる背景に、食品関連事業者のコンプライアンスの欠如による利益優先や損失回避の意識、関係法令に関する理解不足があります。

○食品等の安全を確保し、県民と食品関連事業者の信頼関係を確立するためには、コンプライアンスの取組を徹底することが不可欠です。

食品表示等総合講習会

目指す方向

食品関連事業者へコンプライアンスに対する意識定着を促し、コンプライアンス体制の構築を促進します。また、コンプライアンスに取り組む食品関連事業者を応援する雰囲気を社会に醸成します。

主な事業

○食品関連事業者等に対する講習会の開催（生活衛生課、県民生活課、薬務水道課）

食品関連事業者等に対し、コンプライアンスに対する意識を定着させ、食品表示法、食品衛生法等の関係法令に関する理解促進を図るため、関係団体と連携し、講習会等において、コンプライアンスに関する周知啓発を行います。

○メニュー表示等合同監視の実施（県民生活課、生活衛生課）

ホテル、旅館、飲食店等の事業者に対し、メニュー表示等食品表示に関する監視及び啓発活動を行います。

○食品廃棄物の適正処理の推進（生活衛生課）

食品製造業者に対し、排出事業者の責務を遵守し、廃棄するものが不正に流通しないよう、誰からも廃棄物とわかるように処置して排出するよう、施設監視時に啓発を行います。

コラボレーション

・食品衛生責任者* 実務講習会の実施にあたり、岐阜県食品衛生協会と連携して、受講者が食品衛生法等の規制を理解できるよう、わかりやすいテキスト及び説明動画を作成するともに、講習会の受講や自主学習の徹底を図ります。（生活衛生課）

・食品関係の各生活衛生同業組合と連携して、食品関連事業者に対しコンプライアンス普

及に関する周知啓発を行います。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品表示に関する講習会（事業者対象）※の受講者数	人	292	300	300	300	300	300	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
食品衛生責任者実務講習会受講者の理解度（「理解できた」と回答した割合）	%	97	90	90	90	90	90	生活衛生課
ホテル、旅館、飲食店等の立入検査件数	件	108	100	100	100	100	100	県民生活課 生活衛生課

※食品表示等総合講習会、栄養成分表示の表示方法講習会及び食品表示法基礎講習会

岐阜県からのメッセージ

〇県民の皆さんへ

・コンプライアンスは、短期的な利益には直結せず、食品関連事業者にとってはコストがかかる場合があります。しかし、県民の皆さんの理解と応援があれば、食品関連事業者のコンプライアンスへの取組が活発になっていくことが期待されます。

・食品関連事業者のコンプライアンスへの取組に関心を持ち、食品関連事業者のホームページなどから情報を収集し、コンプライアンスに積極的に取り組む食品関連事業者を応援しましょう。

〇食品関連事業者の皆さんへ

・コンプライアンスへの取組の第一歩として、社会が事業者の皆さんに「期待」することは何かを考えてみましょう。

・安全な食品を生産し続けるためには、事業者の皆さんが、厳格な安全基準を守っていくことが必要不可欠です。

・安全性、おいしさ、価格、真心、高い倫理観、遵法精神、環境保全、社会貢献など、事業者の皆さんには大きな期待がかかっています。その期待に応えることがコンプライアンスです。

用語解説

◇コンプライアンス

「～に応じること」という意味の英語（compliance）です。そこから派生して、「法令遵守を含めた『社会の期待』に応えること」という意味で使われます。「社会の期待」は時代とともに変わっていくものです。「社会が食品関連事業者に期待することは何か？」と考えることが、コンプライアンスへの取組の第一歩です。

◇食品関連事業者

食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者のことをいいます。

◇食品衛生責任者

食品を製造・販売する施設では、取り扱う食品の種類によって保健所による営業の許可

が必要です。こうした施設では、施設の衛生管理や食品の衛生的な取扱いを徹底するために、食品衛生に関する責任者を選任することが義務付けられています。

保健所から営業を許可された各施設の食品衛生責任者には、その施設で働く従業員のリーダーとして、食品の安全確保に取り組んでいただけるよう、食品衛生責任者実務講習会を受講していただくことになっています。

岐阜県における食品衛生責任者実務講習会は、令和 3 年度から、地域を 3 つのブロックに分け、1 ブロックが e ラーニング及び集合方式の講習会を開催し、その他 2 ブロックについてはテキスト配布による自主学習を行っています。

2 HACCP の取組の推進

（１）HACCP の適正運用の推進　【重点施策】

食品関連事業者による HACCP*に沿った衛生管理*を支援します。

現状と課題

○平成 30 年 6 月に公布された改正食品衛生法では、施設の規模や、調理又は製造する品の種類に関わらず、原則、すべての食品関連事業者に対し HACCP に沿った衛生管理が義務付けられることになりました。（令和 3 年 6 月 1 日から施行）

○HACCP に沿った衛生管理には、「HACCP に基づく衛生管理*」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理*」があり、食品関連事業者はそのいずれかの衛生管理を実施しなければなりません。

○令和 4 年度の食品衛生責任者を対象としたアンケート調査では、「衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録している。」と回答した施設は約半数に留まっています。

○HACCP に沿った衛生管理の定着に向け、引き続き食品関連事業者及び食品衛生責任者への支援に取り組んでいく必要があります。

目指す方向

すべての食品関連事業者が HACCP に沿った衛生管理を行えるよう支援します。

主な事業

○HACCP に沿った衛生管理の定着支援（生活衛生課）

定期的な監視や営業許可更新時の機会を通じて、衛生管理計画の内容や実施状況の記録を確認し、助言指導します。また、事業者自らが衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じて見直していけるよう、HACCP に沿った衛生管理に関する講習会を開催し、その効果的な運用を支援します。

新たに食品営業を開始し、HACCP に初めて取り組む事業者に対しては、衛生管理計画の作成等、HACCP に沿った衛生管理を速やかに導入できるよう、講習会等の開催及び個別の相談対応により支援します。

HACCP 研修会

日々の衛生管理の記録を容易に行えるよう、衛生管理計画作成アプリを食品関連事業者に紹介するとともに、その操作等の研修会を開催するなど積極的に支援します。

○食品衛生指導員への助言（生活衛生課）

岐阜県食品衛生協会が自主衛生管理の一環として実施している食品衛生指導員活動において、HACCP 実施に関する助言を行い、食品衛生指導員が行う食品関連事業者に対する HACCP 普及の取組を支援します。

○岐阜県 HACCP 導入施設認定制度の推進（生活衛生課）

「岐阜県 HACCP 導入施設認定制度」を継続し、HACCP に基づく衛生管理導入による高度な衛生管理の推進を図ります。

○HACCP 導入店ステッカーの配布・掲示の推進（生活衛生課）

飲食店等において、衛生管理計画と 2 週間分の衛生管理に関する記録表を保健所職員が確認できた場合にあって、当該飲食店等の営業者が希望する場合には HACCP 導入店ステッカーを配布しています。

当該ステッカーを店頭に掲示することで、利用者に HACCP への取組を見えるようにし、HACCP の定着の推進を図ります。

○HACCP に沿った衛生管理の普及（生活衛生課）

県民アンケートにより HACCP の認知度を把握しながら、HACCP に沿った衛生管理についてリーフレットを作成し、制度や事業者の取組を広く県民に周知します。

コラボレーション

・岐阜県食品衛生協会が行う食品衛生指導員研修会等において、HACCP に関する助言指導を行い、食品衛生指導員活動を支援します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
HACCP に沿った衛生管理の実施率 ※	%	52	95	95	95	95	95	生活衛生課

※「衛生管理計画を作成し、衛生管理の実施状況を記録している。」と回答した割合
食品関連事業者 400 人以上（標本調査を実施する際、統計学上一般的に必要とされている回答数）を対象にアンケート調査を実施し、結果をもとに算出。

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・HACCP への取組に、ぜひ関心を持ってください。

○食品関連事業者の皆さんへ

・食品の安全確保を図るうえで、食品の生産から販売に至る各段階で、食品関連事業者の皆さんが自主的に安全対策を行うことが求められています。
・HACCP システムをはじめとする自主衛生管理の手法を取り入れ、食品の衛生的な取扱いに努めるとともに、管理運営のためのマニュアルを作成し、食品の製造・販売に関する記録及び保存方法の設定保管をしっかりと行いましょう。

用語解説

◇HACCP（ハサップ）

Hazard Analysis and Critical Control Point の略称で「危害要因分析重要管理点」と訳されています。食品等事業者自らが食中毒汚染菌や異物混入等の危害要因を十分把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程（CCP）を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法です。

◇HACCP に沿った衛生管理

営業者（集団給食施設を含む。）は、食品衛生法施行規則に定められた「一般的な衛生管理」及び「HACCP に沿った衛生管理」に関する基準に従い、以下を実施することが求められ

ています。本計画では以下の内容全体を総称して「HACCP に沿った衛生管理」としています。

① 衛生管理計画を作成し、食品等取扱者や関係者に周知徹底を図ること
② 公衆衛生上必要な措置を適切に行うための手順書を必要に応じて作成すること
③ 衛生管理の実施状況を記録し、保存すること
④ 衛生管理計画及び手順書の効果を検証し、必要に応じてその内容を見直すこと

HACCP に沿った衛生管理には、「HACCP に基づく衛生管理」と「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」があります。

◇HACCP に基づく衛生管理

コーデックス(食品の国際規格)による HACCP の 7 原則に基づく衛生管理のことです。食品等事業者自らが、各々の製品の特性や施設の状況に応じた危害要因分析や管理措置の決定、CCP（重要な工程）の特定、CL（管理基準）の設定等を行います。

＜HACCP の 7 原則＞

危害要因分析、管理措置の決定、CCP の特定、CL の設定、モニタリング方法の設定、検証方法の設定及び記録と保存方法の設定

大規模事業者、と畜場及び食鳥処理場は、HACCP に基づく衛生管理の実施が求められています。

◇HACCP の考え方を取り入れた衛生管理

「HACCP に基づく衛生管理」をそのまま実施することが困難な小規模事業者等については、取り扱う食品の特性に応じた衛生管理である「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を求めています。「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」は、業界団体が作成し、厚生労働省がその内容を確認した手引書の内容を実施することで対応が可能です。

◇岐阜県 HACCP 導入施設認定制度

平成 27 年 7 月に創設した、HACCP に基づく衛生管理を実施している食品等事業者を積極的に評価し、認定する制度です。岐阜市を除く県内の食品等事業者を対象としています。

次のような流れを経て認定し、3 年毎に更新します。

- 認定を希望する事業者が保健所への相談、申出
- 申請書作成や認定基準の自主点検等の申請準備
- 所管保健所への申請
- 書類審査及び食品衛生監視員による施設の確認検査
- 認定書・認定マークの交付、県ホームページでの施設名公表

3 監視指導・検査の推進

（１）食中毒対策　【重点施策】

飲食店などの営業施設や給食、イベント催事、家庭などあらゆる食事提供の場における食中毒を未然に防ぎます。

現状と課題

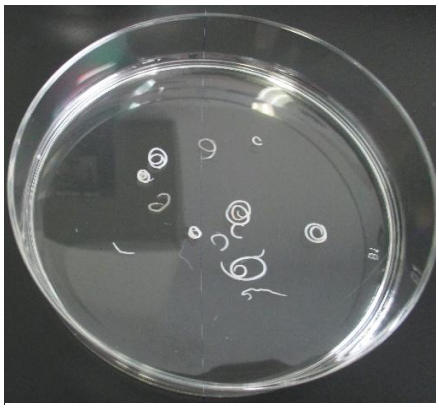

アニサキス

○県内では、毎年、食中毒が発生しています。最近の傾向として、全国と同様にアニサキス、カンピロバクター及びノロウイルスによる食中毒が多発しています。

○原因施設としては飲食店が多いものの、事業所や家庭においても発生しています。また、全国的には腸管出血性大腸菌 O157 やサルモネラ属菌による食中毒で死者も出ており、飲食店や家庭などで起こる食中毒を未然に防ぐことが必要です。

○特に、集団給食施設や弁当屋などの「公共食等*」については、食中毒が発生すると被害が大規模となり、社会的影響も大きくなることから、重点的な対策が必要になります。

○農作物の被害軽減等を目的に捕獲された野生鳥獣を地域資源として利用拡大するためには、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に沿った安全・安心なジビエ*を提供できる解体処理施設の整備や、安全性確保に対する高い意識・技術を持つ解体処理事業者の育成による食中毒の予防が必要です。

目指す方向

食品関連施設への効果的な監視指導及び県民や食品関連事業者への食品衛生知識の普及啓発を実施することにより、食中毒の未然防止を図り、県民の健康を守ります。特に、公共食等の安全性確保については、衛生管理の徹底を図ります。

主な事業

○食品関連施設の監視指導（生活衛生課）

食中毒発生の危害度が高い施設に対する重点監視指導（危害度別重点監視指導）を実施します。

○食品衛生責任者実務講習会における周知啓発（生活衛生課）

食品衛生責任者を対象に行われる講習会において、最近の食中毒発生状況を情報提供するとともに、防止対策について周知啓発を行います。

○県内に流通する食品の汚染状況調査（生活衛生課）

食中毒菌の汚染状況を調査するため、県内に流通する食品の細菌汚染実態調査を行い、その結果に基づき、食品関連事業者に対する助言・指導及び県民に対する啓発を行います。

○集団給食施設に対する立入指導等（生活衛生課）

集団給食施設に対する重点的な立入指導を行うとともに、学校給食に提供する米飯、パン及び麺類の加

工委託工場について計画的に立入指導を実施します。

○学校給食関係者に対する研修の実施（生活衛生課、体育健康課）

学校給食関係者（調理従事者、栄養教諭・学校栄養職員、行政職員等）に対し、衛生管理や食品安全に関する専門知識に基づいた調理技術及び給食管理について研修を行います。

○各種イベントにおける指導（生活衛生課）

県内で開催される各種イベントについて、提供される食品の種類や数量などに関する情報を収集し、事前に適切な衛生指導を行います。

○ジビエの安全性に関する周知（生活衛生課、農村振興課）

食品衛生責任者実務講習会やジビエ解体技術講習会などにおいて、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」の周知と、衛生的で安全性の高いジビエの処理加工について普及啓発を行います。

○ジビエの衛生管理に関する指導（生活衛生課、農村振興課）

ジビエの安全性を高めるため、解体処理事業者に対し、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に基づく衛生管理の指導や解体処理責任者講習会の開催、解体処理施設の整備を支援します。

○食中毒対策に関する広報（生活衛生課）

有毒植物（4 月）、細菌性食中毒（8 月）、キノコ（9 月）及びノロウイルス（12 月）について、それぞれの発生リスクが高まる時期に、関係機関と連携し、計画的かつ集中的に広報を行います。

○食中毒警報等の発表（生活衛生課）

気温や湿度、感染性胃腸炎の発生動向を踏まえ、食中毒が発生するリスクが高まったときに、食中毒警報*やノロウイルス食中毒注意報等*を発表し、県民へ注意を呼びかけるとともに、飲食店等の食品関連施設に対し、衛生的な食品の取扱いについて十分注意を払うよう周知徹底を図ります。

コラボレーション

・食品衛生責任者実務講習会の実施にあたり、岐阜県食品衛生協会と連携して、受講者が食中毒の発生防止対策を理解できるよう、わかりやすいテキスト及び説明動画を作成するともに、講習会の受講や自主学習の徹底を図ります。（生活衛生課）
・岐阜県食品衛生協会が実施している食品衛生指導員による巡回指導等、食品衛生指導員活動を支援します。（生活衛生課）
・岐阜県食品衛生協会の食品衛生指導員と連携し、協会員である食品関連事業者に対し食中毒警報や食中毒予防啓発などの情報提供を行います。（生活衛生課）
・学校給食関係の講習会について、専門的な知識を有する講師を依頼する等、関係各課と連携し講義を行います。（体育健康課）
・各種イベント等で提供される食の情報収集にあたっては、市町村やイベント主催者等と連携・協力します。（生活衛生課）
・ぎふジビエ協会へ講師の依頼を行い、衛生管理の徹底に向けた解体技術講習会を開催します。（農村振興課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づく監視目標回数達成率	%	138 (2,460/ 1,786施設)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生責任者実務講習会受講者の理解度（「理解できた」と回答した割合）(再掲)	%	97	90	90	90	90	90	生活衛生課
関係機関と連携した食中毒対策に関する計画的な広報の実施	回	4	4	4	4	4	4	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・家庭での食中毒の発生を防ぐために、次の 3 つのことを心がけましょう。

つけない
【清潔】

・食品、手、調理器具等をしっかりと洗う
・食品はふたやラップで覆って保存する

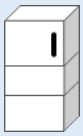

増やさない
【迅速・冷却】

・冷蔵が必要な食品は、すぐ冷蔵庫に入れる
・できた料理は時間を置かずに食べる

やっつける
【加熱】

・食品を十分に加熱して食べる
・調理器具を定期的に消毒する

・下痢や腹痛、嘔吐など、食中毒が疑われるような症状がある時は、かかりつけの医師に相談してください。
・大切な家族や自分の健康は自分で守るという心構えで、食中毒に関する正しい情報を知り、食中毒を予防しましょう。特に抵抗力の弱いお年寄りや小さなお子さんは、加熱不十分な食肉を喫食しないよう、注意しましょう。
・食肉は、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E 型肝炎ウイルスなど様々な食中毒原因物質に汚染されていることがあります。生食は避け、十分に加熱して食べましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・飲食店・学校などにおいて食中毒が発生すると、大規模な被害となります。
・食中毒を未然に防ぐには、調理に関わる方が食品衛生に関する正確な知識やルールを理解するとともに、調理従事者の健康管理チェック表を作成するなど、従事者全員の健康状態を常に把握しておくことが大切です。
・安全な食品を提供するという責任感を持ち、食品の衛生管理に取り組みましょう。

用語解説

◇公共食等

学校、病院、保育所、社会福祉施設等の公共的な機関で提供される給食や、祭りなど各種イベントで提供される食を指します。

◇ジビエ

狩猟等により捕獲された野生鳥獣の食用肉のことをいいます。野生鳥獣の狩猟肉には、E 型肝炎ウイルスや寄生虫、食中毒の原因となる病原体が付着している危険性があります。

◇食中毒警報

原則として、7 月 1 日～9 月 30 日（警報発表期間）の間に、次に掲げる気象条件のうち、いずれか 1 つ以上に該当があるとき、又は発表することが特に必要があるときに県が発表することにしています。

① 気温 30℃以上が 10 時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき。
② 湿度 90%以上が 24 時間以上継続したとき、又はそれが予想されるとき。
③ 24 時間以内に急激に気温が上昇して、その差が 10℃以上を超えたとき、又はそれが予想されるとき。
④ 次に掲げる気象条件の 2 つ以上が、同時に発生したとき、又はそれが予想されるとき。
　ア 気温 28℃以上となり、かつ、6 時間以上継続するとき。
　イ 湿度 80%以上となり、かつ、相当時間継続するとき。
　ウ 48 時間以内に気温が上昇して、最高と最低の気温差が 7℃以上となり、かつ、相当時間継続するとき。

◇ノロウイルス食中毒注意報・警報

ノロウイルス食中毒注意報は、原則として、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日（注意報発表期間）までの間に、次のいずれかの条件を満たし、かつ県が必要と認める場合に発表することにしています。

① 県内でノロウイルス食中毒が 1 ヵ月以内に 2 件以上発生した場合
② 県内の感染症発生動向調査における定点医療機関当たりの「感染性胃腸炎」報告症例数が次の条件のいずれかを満たす場合
　ア 前週と比較し 2 週続けて 1.1 倍以上の場合
　イ 前週と比較し 2 倍以上の場合

さらに、注意報発表中であって、ノロウイルスによる食中毒が続発する場合など、県がさらなる注意喚起が必要な事態が生じたと認める場合にノロウイルス食中毒警報を発表することにしています。

（２）アレルゲン対策

食物アレルギーによる健康被害を防ぎます。

現状と課題

○約２人に１人が何らかのアレルギー疾患に罹患しているといわれており、食物アレルギーの患者は、乳児から学童期前までで約 80%を占めています。

○全国的には、食物アレルギーのなかでも重篤な症状であるアナフィラキシーショックによる健康被害も報告されています。アナフィラキシーショックは、全身発赤、呼吸困難、血圧低下、意識消失などの症状が短時間のうちに現れ、対応が遅れると死に至ることもあります。

○県民が安心して食の選択を行うために、食品関連事業者は食品のアレルゲンの表示を適正に行うことやコンタミネーション*防止対策を徹底することが重要です。

目指す方向

アレルゲンの混入防止と適正表示についての徹底した監視指導を行うとともに、アレルゲンの表示制度や食物アレルギーに関する正しい知識の普及を図り、食物アレルギーによる事故を未然に防止します。

主な事業

○アレルゲンに関する監視指導（生活衛生課）

食品関連事業者に対し、原材料の使用状況や製造工程の確認を行い、アレルゲンに関するコンタミネーション防止対策の助言指導や監視指導を行います。また、アレルゲンとして表示が義務化されている品目について、適正表示がなされているかどうか検査します。

○アレルゲン除去食を提供する学校給食施設への支援（生活衛生課）

アレルゲンの完全除去食を提供する施設に対して、コンタミネーション対策にかかる調査指導を行い、食物アレルギー事故防止に向けた支援を行います。

○食物アレルギーに関する周知（生活衛生課、健康推進課）

食品関連事業者及び県民に対し、各種講習会などを通じて、アレルギー表示制度や食物アレルギーに関する知識の普及を図ります。

コラボレーション

・食品衛生責任者実務講習会の実施にあたり、事業者団体である岐阜県食品衛生協会と連携して、アレルギー表示制度や食物アレルギーに関する内容を盛り込みます。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づくアレルゲンコンタミネーション対策に係る食品製造施設監視目標回数達成率	%	100 (100/100施設)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に基づくアレルゲン検査数目標達成率※	%	109 (50/46検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課

※アレルギー対応食（除去食）を導入している給食施設におけるアレルゲン検査数を含む

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・食物アレルギーは多くの方が抱える問題であり、すべての人にとって関係があります。

・食物アレルギーを持つ方が健康上の被害にあわないように、容器包装された加工食品に特定原材料（下記参照）を使っている場合、その旨を容器包装に明確に表示するよう、食品表示法で義務付けられています。

特定原材料

過去の健康危害の程度や頻度を考慮し、表示義務を法律で定めたもの。

令和８年４月現在、９品目が特定原材料として表示義務となっており、20品目が表示推奨。

特定原材料（必ず表示される９品目）
えび・カシューナッツ・かに・くるみ・小麦・そば・卵・乳・落花生（ピーナッツ）

・また、食物アレルギーと向き合う場合、正しい診断に基づいて、必要最小限の範囲で原因となる食物を取り除くことが大切です。

・まずは、表示をよく確認しましょう。外食等で表示がない場合も、必要に応じて事業者に確認すると良いでしょう。

・ただし、思い込みで必要以上に取り除くことで、栄養が偏り、子どもの成長が阻害される可能性もありますので、食物アレルギーが疑われるときは、医療機関を受診するなどして、適切な対策を取りましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・アレルゲンの正しい表示や混入防止対策は、食物アレルギーを持つ方の健康危害を防止するために必要不可欠です。

・もし、アレルギー表示の誤りや記載もれがあった場合、あるいはアレルゲンが混入してしまった場合、表示を信用して購入した方がアレルギー症状を起こし、場合によっては命の危険にさらされます。

・食物アレルギーの危険性と対策の重要性を日頃から意識し、適正なアレルギー表示と混入防止対策を徹底しましょう。

用語解説

◇コンタミネーション

食品を製造する際に、原材料としては使用していないにもかかわらず、特定原材料等が意図せずして最終加工食品に混入してしまうことをいいます。

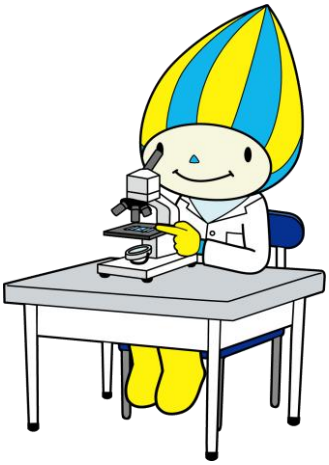

（３）農薬対策

農薬の適正使用と安全性確保を図ります。

現状と課題

○農薬を規制する法律は、農薬取締法と食品衛生法があります。農薬取締法では、農場などで農薬を使用する際の規制を、食品衛生法では食品として流通しているときに適用される基準を定めています。これらの法に基づき、農薬の販売及び使用の適正化と残留農薬検査による安全確認などの対策を行っています。

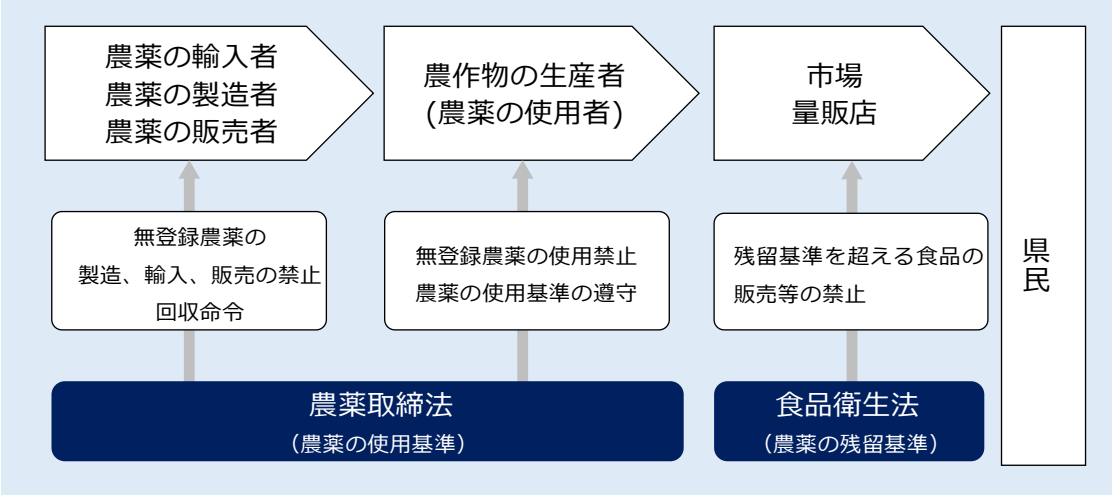

農薬の安全確保に関する規制

○全国の地方自治体及び検疫所において、農産物、畜水産物及び加工食品（以下「農産物等」という。）の農薬、飼料添加物及び動物用医薬品（以下「農薬等」という。）の検査が行われています。

○平成 21 年から平成 30 年の間には、全国で年間、国産 119 万件以上、輸入 170 万件以上の検査が行われ、国産の検出率は 0.25～0.51%、基準値超過率は 0.002～0.006%であり、輸入の検出率は 0.28～0.42%、基準値超過率は 0.008～0.013%でした。

○これらの結果から厚生労働省は「基準値超過の割合はいずれも低く、我が国で流通している農薬等の残留レベルは十分に低いものと考えられる。」とコメントしています。

○岐阜県においては、平成 26 年～令和４年度の間に、年間、国産約 1 万件以上、輸入 9 千件以上の農薬等の検査を行い、国産の検出率は 0.08～0.28%、基準値超過率は 0、輸入の検出率は 0.33～0.61%、基準値超過は 2 件で超過率は 0～0.008%であり、農薬等の残留レベルは全国と同様に十分に低いものと考えられます。

岐阜県保健環境研究所

○今後も食品中に基準を超える農薬が残留することがないよう、生産段階では農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、農薬管理指導士*の養成により農産物の安全の確保を図り、流通段階における残留農薬検査を実施し、県民の不安解消を図っていく必要があります。

目指す方向

農薬販売店の監視指導、専門知識を持つ人材の育成及び生産者による自主管理体制の支援により、農薬の適正な販売と使用を徹底します。また、県内に流通する農産物について残留農薬の検査を行い、安全性を確認します。

主な事業

○農産物等の残留農薬検査（生活衛生課）

県内に流通する農産物についてのモニタリング検査を行い、残留基準を超過したものがないか確認します。

○農薬販売店の検査（農産園芸課）

農薬販売店に対する検査を行い、無登録農薬を取り扱っていないか等を確認します。

○農薬管理指導士の養成（農産園芸課）

農薬に関する専門的な知識を持ち、農薬の適正な使用方法について助言指導を行う役割を担う農薬管理指導士を育成します。

○農薬に関する講習会の開催（農産園芸課）

農薬使用者の自主管理体制を強化するため、農薬販売者や使用者に対する研修会を実施します。

コラボレーション

・農薬販売店の検査を農林水産省東海農政局、岐阜市保健所と協力して実施します。（農産園芸課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づく食品（輸入農産物等を含む）の残留農薬検査数目標達成率	%	75 (120/160検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の残留農薬検査数目標達成率	%	83 (66/80検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
農薬販売店の検査数	店	631	200	200	200	200	200	農産園芸課
農薬販売者・使用者等研修の受講者数	人	781	400	400	400	400	400	農産園芸課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・農薬は、病害虫の防除や除草の労力を軽減し、品質の良い農作物を安定的に生産するため、大きな役割を果たしています。

・残留する農薬については、内閣府食品安全委員会による安全性評価を受け、一生食べ続けても健康に影響がないレベルの量が残留基準とされており、使用基準を守れば残留

基準の値を超えないように設定されています。
・農薬の有用性とそのリスクを理解しながら、農薬の使用や流通の現状について知識を深めましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・農薬の安全は、登録された農薬を、定められた方法で使用することで確保されています。
・生産者の皆さんは、農薬の使用基準を遵守するとともに、農薬の保管・使用器具の洗浄や飛散による他の作物への付着などにも注意しましょう。

用語解説

◇農薬管理指導士

農薬の取扱い、使用に関する安全性の確保を図る観点から、農薬販売者、農薬適正使用（防除業者、ゴルフ場の農薬使用管理責任者）等の資質向上の一環として、関係法令など農薬に関する研修を受講し、試験に合格した者を農薬管理指導士として認定しています。

（４）食品添加物対策

食品添加物の適正な使用を徹底します。

現状と課題

○食品添加物は、保存料、甘味料、着色料、香料など、食品の製造や加工の際に保存や味・香りを整えるなどの目的で使用されるものです。流通する多くの加工食品には、保存料や着色料などの食品添加物が利用されており、食品添加物は、今日の私たちの豊かな食生活に大きく関わっていると言えます。

○食品添加物を使用する場合には、使用できる食品の範囲や使用量を守り、使用した食品添加物については原則として全て表示することが義務付けられています。食品添加物の使用基準は、下の図のような流れで設定されます。

○不適切な使用方法や製造者の不注意などによる使用基準違反や表示違反が発生しており、引き続き、食品添加物の使用実態や違反事例などを踏まえ、検査・指導を実施する必要があります。

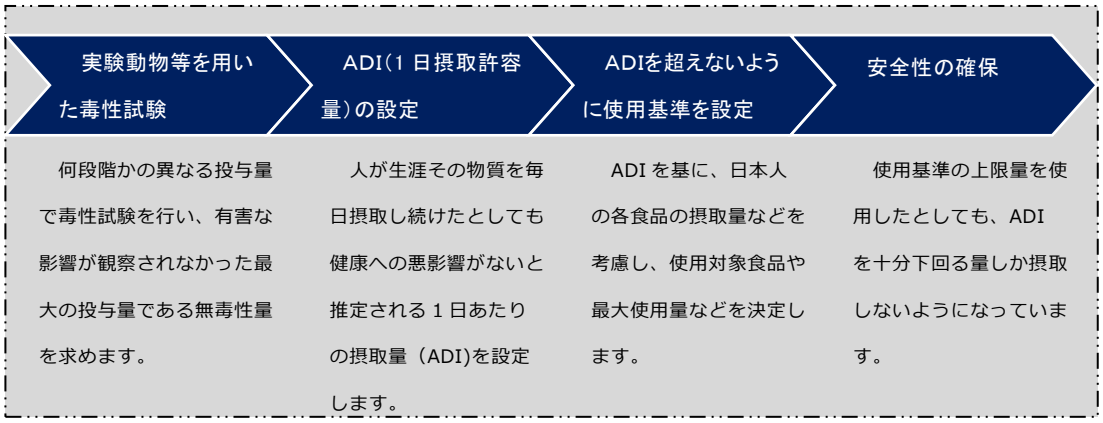

食品添加物の安全性確認の流れ

目指す方向

県内で製造され、流通する食品に対する食品添加物の使用状況や表示が適正に行われているか監視・指導します。また、県民が検査結果を正しく理解するための情報提供を行います。

主な事業

○食品製造施設に対する監視指導（生活衛生課）

県内の食品製造施設に立入検査を行い、食品添加物の使用状況を確認し、適正な使用を指導します。

○県内に流通する食品の検査（生活衛生課）

県内に流通する食品（輸入食品を含む。）について、保存料や着色料、防かび剤などの使用状況や表示について検査を行い、食品添加物の適正な使用・表示が行われているかを確認します。

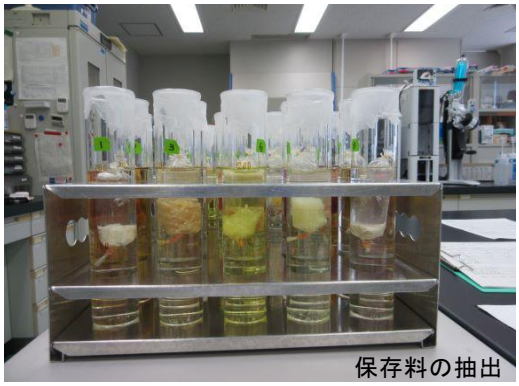

保存料の抽出

岐阜県保健環境研究所

○食品添加物に関する情報提供（生活衛生課）

食品添加物の適正な使用や表示に関する情報提供を食品関連事業者向け講習会等で行います。

コラボレーション

・岐阜県食品衛生協会と連携して、食品衛生責任者講習会などの機会を通じ、食品関連事業者に対し食品添加物の知識普及を図ります。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づく食品（輸入食品を含む）の食品添加物検査数目標達成率	%	76 (328/430検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の食品添加物検査数目標達成率	%	-	100	100	100	100	100	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・食品添加物は、味や色・香りを良くするだけでなく、長期保存を可能にしたり、危険な細菌類の殺菌といった用途において大きな役割を果たしており、食品添加物なしに我々の現在の生活水準は成り立ちません。

・人の健康を損なう恐れのないレベルで基準が定められ、製造・流通段階において、基準に適合しているかどうか監視されています。食品添加物の必要性やそのリスクを理解しながら、表示を見て、自分なりの判断基準で食品を選択しましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・食品製造において、食品添加物は大きな役割を果たしている一方で、県民には、食品添加物に対する根強い不安があります。

・食品関連事業者の皆さんは、食品添加物の適切な使用と正しい表示を行うとともに、県民に対する積極的な情報提供を心がけましょう。また、法律や基準は変更される可能性が常にあります。以前は使用可能であった食品添加物がその後の研究により、使用できなくなることもあります。最新の情報を収集し対応していくことが必要です。

（５）遺伝子組換え食品対策

安全性未審査の遺伝子組換え* 食品の流通を防ぐとともに、安全性審査済の遺伝子組換え食品の分別生産流通管理状況を確認し、適正表示を推進します。

現状と課題

○ISAAA（国際アグリバイオ事業団）の報告書（令和元年）によれば、遺伝子組換え作物は、全世界において 1 億 9 千 40 万 ha で栽培されています。作物別に見ると、大豆の 48%、トウモロコシの 32%について遺伝子組換え作物の栽培がなされています（総栽培面積における割合）。

○今後、世界的に遺伝子組換え作物の栽培が増加することが予想され、それに伴い、国内で流通する農産物の量も増加すると考えられます。

○現在、遺伝子組換え作物の日本国内での商業的な生産はなく、国内に流通している遺伝子組換え食品は全て、輸入されたものか、輸入原材料を使用して国内で加工された食品です。

○国では、日本で安全性の審査が終了しておらず、日本に輸入される可能性がある遺伝子組換え食品を中心として、検疫所において輸入時検査を行っています。県においても、県内に流通している食品に対する検査を実施するなど、安全性の審査がされていない遺伝子組換え食品の流通を防止しています。

○国内において安全性が確認され、販売・流通が認められているのは、令和 8 年 7 月現在で食品 9 作物（333 品種）、食品添加物 29 種類（94 品目）です。なお、これまで県が行った県内に流通する食品に対する遺伝子組換え食品の検査では、審査されていない遺伝子組換え食品が輸入され流通しているというような違反事例はありません。

食品 （９作物）	じゃがいも、大豆、てんさい、とうもろこし、なたね、わた、アルファルファ、パパイヤ、カラシナ
食品添加物 （29 種類）	アスパラギナーゼ、アミノペプチダーゼ、α-アミラーゼ、α-グルコシダーゼ、β-グルコシダーゼ、α-グルコシルトランスフェラーゼ、エキソマルトテトラヒドロラーゼ、カルボキシペプチターゼ、キシラナーゼ、キモシン、グルコアミラーゼ、グルコースオキシターゼ、酸性ホスファターゼ、シクロデキストリングルカノトランスフェラーゼ、セルラーゼ、テルペン系炭化水素類、トランスグルタミナーゼ、ポリフェノールオキシダー、プシコースエピメラーゼ、プルラナーゼ、プロテアーゼ、ペクチナーゼ、ヘミセルラーゼ、β-アミラーゼ、β-ガラクトシダーゼ、ホスホリパーゼ、マルトースホスホリラーゼ、リパーゼ、リボフラビン

○引き続き、遺伝子組換え食品の表示基準に基づく適正な表示が行われるように監視指導を行っていくことが必要です。

目指す方向

安全性を審査していない遺伝子組換え食品の流通を防止するとともに、遺伝子組換え表示の適正化を図り、県民が自らの判断で選択できるようにします。

主な事業

○食品製造施設への立入検査の実施（生活衛生課）

県内の食品製造施設の立入検査を行い、適切に分別生産流通管理* された原材料が使用されていることを確認します。

○流通する食品に対する遺伝子組換え検査（生活衛生課）

県内に流通する食品について、安全性が審査されていない遺伝子組換え食品が流通していないことや、適正な表示がなされていることを確認します。

岐阜県保健環境研究所

○県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査（農産園芸課）

大豆の優良品種を選定するための調査を実施します。また、県内に供給される稲・麦・大豆の種子生産ほ場審査、生産物審査等を実施します。

コラボレーション

・岐阜県食品衛生協会と連携して、食品衛生責任者講習会などの機会を通じ、食品関連事業者に対し遺伝子組換え食品の知識普及を図ります。（生活衛生課）

・岐阜県米麦改良協会と協力し、県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査を行います。（農産園芸課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づく遺伝子組換え検査数目標達成率	%	103 (31/30検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査数	検体	1	1	1	1	1	1	農産園芸課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・遺伝子組換え技術により、害虫に強い、除草剤に耐性があるなど、人にとって有益な性質を持つ農作物を作ることが可能です。

・例えば、遺伝子組換え技術により、とうもろこしの茎の内部にいて、外から農薬をまいてもなかなか死なない害虫が繁殖するのを抑えることが可能になります。また、除草剤に耐性を持つ大豆では、雑草を除く作業が楽になるだけでなく、雑草を除くために土を掘り返す必要がなくなり、環境保全（地表の土壌が風により舞い上がって失われることを防ぐ）に大きなメリットがあるとされています。

・遺伝子組換え作物の有用性とそのリスクに対する理解を深めた上で、表示をよく見ながら、自分なりの判断基準で食品を選択しましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・遺伝子組換え作物に対しては、害虫や農薬に強いといった大きなメリットが存在する一方で、日本で安全性が審査されていない作物が入ってきているのではないか、などの不安が根強く存在します。県民の不安を取り除くためにも、事業者のみなさんは、

分別生産流通管理と正しい表示の徹底をお願いします。

・また、法律や基準は変更する可能性が常にあります。最新の情報を収集した上で対応することが必要です。

用語解説

◇遺伝子組換え

生物の細胞から有用な性質を持つ遺伝子を取り出し、植物などの細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせることをいいます。

◇分別生産流通管理

遺伝子組換え農作物と非遺伝子組換え農作物を農場から食品事業者まで生産、流通及び加工の各段階で相互に混入が起こらないよう管理し、そのことが書類等により証明されていることをいいます。

（６）環境汚染物質・環境因子対策

食品を介して健康に影響を及ぼす環境汚染等の実態を把握します。

現状と課題

○県民の健康を守り環境を保全するために、環境汚染物質、環境因子について作物中の分布の状況を把握し、適切な対策を行っていく必要があります。

○県では、県内に流通する食品中の環境汚染物質の含有量を調査し、安全性を確認するとともに、環境中（大気、河川、土壌等）の環境汚染物質の調査・監視を実施しています。

○ダイオキシン類は焼却過程等において非意図的に生成する難分解性の物質であり、環境中（大気、水質、地下水、土壌）に排出されたダイオキシン類が食品等を介して人体に蓄積することで、健康影響が懸念されています。環境保全や県民の健康を守るため、県内の環境中におけるダイオキシン類による汚染の状況を把握し、ダイオキシン類の発生を抑制する必要があります。

○平成 22 年度に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、大気・水・土壌・食品等が放射性物質により汚染されました。県では県内に流通する食品に対する放射性物質検査を実施してきましたが、国の定めた基準を超えるものは出ていません。

目指す方向

農畜水産物及び環境中（大気、河川、土壌等）に含まれる環境汚染物質の実態を把握し、県内で生産される食品の安全性を確認します。

主な事業

○農畜作物中の重金属類の実態把握（生活衛生課）

県内で生産される農畜産物について、環境汚染物質（主要農産物の重金属含有量や牛乳等の PCB 含有量等）を検査します。

○ダイオキシン類の発生源対策（環境管理課）

ダイオキシン類対策特別措置法の特定施設* に対して立入検査を行い、施設の使用状況や自主測定の実施状況の確認及び指導等を行います。

○環境中のダイオキシン類の常時監視（環境管理課）

県内の大気、河川、地下水、土壌のダイオキシン類による汚染状況を常時監視します。

○水生生物保全に関する環境基準物質の常時監視（環境管理課）

県内の主要河川において、水生生物や生態系へ影響のある化学物質の汚染状態を常時監視します。

○空間放射線量率の常時監視の実施（環境管理課）

空間放射線量率の定点測定を県内各地点で行います。測定データについてはリアルタイムで公開します。

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づく米のカドミウム検査数目標達成率	%	100 (3/3検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に基づく牛乳等のPCB検査数目標達成率	%	100 (2/2検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
ダイオキシン類常時監視検体数	検体	24	24	24				環境管理課
水生生物保全に係る環境基準達成率	%	100	100	100	100	100	100	環境管理課
空間放射線量率の定点測定地点数	地点	12	12	12	12	12	12	環境管理課

岐阜県からのメッセージ

〇県民の皆さんへ

・環境汚染物質とは、カドミウムなどの重金属類、有機塩素系化合物、ダイオキシン類など様々なものが対象であり、その危険性が未だによくわかっていないものもあります。県では、環境汚染物質による環境汚染が起きていないかどうか、監視をしています。

・環境を保全し、安全な農畜水産物を供給するために、家庭でのごみ排出を削減するなど、できることを行いましょう。また、環境汚染に関する正しい知識の習得も必要です。

〇食品関連事業者の皆さんへ

・環境を保全し、安全な農畜水産物を供給するために、ごみや環境汚染物質の排出を削減するなどの努力のほか、環境汚染に関する正しい知識の習得・環境汚染を抑制する技術の導入など、環境に配慮した事業展開をお願いします。

用語解説

◇特定施設

工場又は事業場に設置される施設のうち、製鋼の用に供する電気炉、廃棄物焼却炉その他の施設であって、ダイオキシン類を発生し及び大気中に排出し、又はこれを含む汚水もしくは廃液を排出する施設としてダイオキシン類対策特別措置法施行令で定める施設をいいます。

（７）畜水産物対策

安全・安心な畜水産物の供給を図るために調査・指導を行います。

現状と課題

○動物用医薬品の流通・使用については、動物薬事関係法令等で規制されており、不適切な管理、使用による畜産物中への動物用医薬品等の残留は、県民の食の安全性に対する不信感を招くとともに、抗生物質の効かない耐性菌の出現を引き起こす原因ともなり、将来的に人や家畜の健康を脅かすおそれがあります。このため、畜産農家、動物用医薬品販売業者及び家畜診療施設に対する巡回指導等により、安全・安心な畜産物を生産するための適正な動物用医薬品の使用及び流通について意識の向上を図ってきました。

○引き続き、関係法令の遵守、飼養衛生管理技術の向上について指導・啓発を行い、安全・安心な畜産物の供給を図る必要があります。

○と畜* 場及び食鳥処理場において、と畜検査員又は食鳥検査員により食用に適しているか検査を行い、安全な食肉・食鳥肉を確保するとともに、施設の衛生管理を指導しています。また、と畜場において特定部位* の除去を行い、BSE 対策を実施しています。

○県下の漁業協同組合及び養殖業者を対象に魚病の発生状況の調査を行っています。また、水産用医薬品の適正な使用について丁寧な説明と呼びかけを行い、使用状況の調査を行っています。

飛騨食肉センターで撮影

目指す方向

動物用医薬品、水産用医薬品の適正な使用の徹底及び BSE 検査の適切な実施により、畜水産物の安全性を確保します。

主な事業

○動物用医薬品の適正使用に関する生産者指導（家畜防疫対策課）

食肉・鶏卵生産段階での薬剤耐性菌等の検査及び動物用医薬品等の使用実態を調査し、動物用医薬品等の適正使用の徹底を指導し、畜産物の安全性の確保を図ります。

○飼養衛生管理に関する生産者指導（家畜防疫対策課）

伝染性疾病の防除及び慢性疾病等の生産性を阻害する疾病防除の対策として、飼養衛生管理技術を向上させ、家畜の生産効率の改善、家畜伝染性疾病等の発生予防・まん延の防止・清浄性の維持、並びに安全・安心な畜産物の生産を図ります。

○家畜診療施設や動物用医薬品販売業者への指導（家畜防疫対策課）

獣医師法、獣医療法及び医薬品医療機器等法に基づいて家畜診療施設、動物用医薬品販売業者を立入調査し、適正な獣医療の提供を図り、動物用医薬品の適正な販売を監視します。

○県内に流通する食品等に対する検査指導（生活衛生課）

県内のと畜場や食鳥処理場で処理された食肉や、県内に流通する畜水産物（輸入品を含む）について、残留動物用医薬品の検査を行い、その結果を公表します。また、基準に違

反する食品の排除を行うとともに、関係機関と連携し違反原因を明らかにして指導等を行います。

○と畜場及び食鳥処理場における枝肉等の汚染防止対策（生活衛生課）

と畜場及び食鳥処理場における HACCP に基づく衛生管理の適切な運用を支援し、と畜場及び食鳥処理場の作業員の衛生意識の向上を図ります。また、腸管出血性大腸菌やカンピロバクター等の食中毒菌に汚染されないよう防止対策の徹底を指導します。

○生産段階からと畜段階における BSE 対策（家畜防疫対策課、生活衛生課）

BSE の原因物質が牛の飼料に混入することがないように、今後も関係機関等への監視指導を行うとともに、と畜場における特定部位の除去を徹底し、BSE 対策を継続して実施します。

○養殖衛生管理体制の整備（里川・水産振興課）

養殖水産物の安全・安心を確保するため、養殖経営体等へ巡回指導や防疫講習会の開催等により、安定した養殖魚の生産体制の推進、水産用医薬品の適正な管理・使用の徹底を指導します。

コラボレーション

・生産者団体が開催する研修会に講師を派遣し、生産者団体と連携して、飼養衛生管理技術の向上等について情報提供を行います。

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
薬剤耐性菌調査検体数	検体	21	10	10				家畜防疫対策課
薬剤耐性菌調査実施率	%				100	100	100	家畜防疫対策課
動物用医薬品不適正使用把握件数	件	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	家畜防疫対策課
畜産農家への立入・巡回指導の実施	回/農場	1,107回/1,107農場	全農場に対し1回/年	全農場に対し1回/年	全農場に対し1回/年	全農場に対し1回/年	全農場に対し1回/年	家畜防疫対策課
家畜診療施設（診療獣医師）に対する指導の実施	回/施設	84回/84施設	全施設に対し1回/年	全施設に対し1回/年	全施設に対し1回/年	全施設に対し1回/年	全施設に対し1回/年	家畜防疫対策課
動物用医薬品店舗販売業者（特例店舗販売業者を除く）に対する立入検査の実施	回/店舗	21回/32店舗	全店舗の半数に対し1回/年	全店舗の半数に対し1回/年	全店舗の半数に対し1回/年	全店舗の半数に対し1回/年	全店舗の半数に対し1回/年	家畜防疫対策課
動物用医薬品特例店舗販売業者に対する立入検査の実施	回/店舗	49回/108店舗	全店舗の1/3に対し1回/年	全店舗の1/3に対し1回/年	全店舗の1/3に対し1回/年	全店舗の1/3に対し1回/年	全店舗の1/3に対し1回/年	家畜防疫対策課
食品衛生監視指導計画に基づく食肉等（輸入品含む）の残留動物用医薬品検査数目標達成率	%	96 (402/420検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に基づく輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数目標達成率	%	55 (33/60検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食用水産動物を生産する養殖業者への立入・巡回指導の実施	回/施設	70回/70施設	全事業所に対し1回/年	全事業所に対し1回/年	全事業所に対し1回/年	全事業所に対し1回/年	全事業所に対し1回/年	里川・水産振興課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・県では、牛乳・乳製品や牛肉等の畜産物及び養殖魚等の水産物についての安全・安心確保と安定的な供給を推進しています。食品関連事業者等への監視指導を通じ、農場等から食卓まで一貫した安全性を確保し、県民の皆さんに安心して美味しく食べてもらえる畜水産物を提供するよう取り組んでいます。

・豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。食品安全委員会の見解によれば、仮に豚熱にかかった豚やいのししの肉等を食べても人体に影響はないとされており、食品の安全を脅かすものではありません。

○食品関連事業者の皆さんへ

・畜水産物に対する県民の安全・安心を確保するためには、飼料や動物用・水産用医薬品の関係法令等に基づく適正な使用を図ることが重要です。動物用・水産用医薬品を使用する際は、獣医師の指示や指示書に記載された使用基準を守り、適正な使用に努めましょう。

用語解説

◇と畜

牛、馬、豚、羊といった獣畜を、食用に供する目的でとさつし、又は解体することをいいます。必要な措置等については、と畜場法により定められています。

◇特定部位

異常プリオンタンパク質が蓄積する可能性があるため、除去及び焼却が義務付けられている部位です。（30 ヶ月齢超の頭部（扁桃を含み、舌、頬肉、皮を除く）及び脊髄。全月齢の扁桃及び回腸遠位部。）

（８）健康食品対策

医薬品成分を含有する健康食品等による健康被害を防ぎます。

現状と課題

○近年、乳児から高齢者までの幅広い世代において、健康食品やサプリメントの利用が拡大していますが、一方で健康食品の摂取による健康被害が発生しています。
全国では、健康食品から医薬品成分が検出される事例が散見されています。さらに、健康食品に医薬品のような効能効果を標ぼうするなど、虚偽誇大な表示や広告が行われている例も少なくありません。健康食品の過剰摂取や、健康食品と医薬品の併用による病状の悪化など、県民が健康食品の適切な利用方法を取り入れることで防止できる事例もあります。

○医薬品成分を含む健康食品の販売や、不適切な広告宣伝が行われることのないよう、事業者に対する指導を徹底するとともに、県民に対し健康食品の正しい知識を普及することにより、健康食品による危害の防止を図る必要があります。

目指す方向

製造施設の実態把握と流通・広告の監視を行い、健康食品の安全性を確保します。また必要性の有無や使用方法などについて、県民が正しく判断できるように、健康食品に関する情報提供を行います。

主な事業

○健康食品の試買検査（薬務水道課）

健康食品等を買い上げ、表示の確認をするとともに、医薬品成分が違法に含まれていないか検査を行います。

○健康食品取扱事業者等に対する監視指導（薬務水道課）

健康被害を未然に防ぐため、販売店への立入やインターネット広告の監視により、不適正な表示、広告等を行う事業者に対する改善指導を行います。

○健康食品製造施設の調査指導（生活衛生課）

健康食品製造施設のうち、錠剤、カプセル状等食品の製造施設について定期的に立入調査を実施し、組織体制や作業工程・設備など、安全な食品を供給するために必要な衛生管理がなされているかどうか監視・指導します。

○健康食品等関連事業者等に対する講習会の開催（薬務水道課、生活衛生課、県民生活課）

健康食品等関連事業者等に対し講習会（食品表示等総合講習会）を行い、医薬品医療機器等法等の法令遵守を呼びかけます。

○県民に対する健康食品に関する講習会の開催（生活衛生課、薬務水道課）

出前講座「食品の安全、知っ得講座」において、県民を対象に健康食品の正しい理解を深めるための講座を開催します。

コラボレーション

・講習会の開催にあたり、岐阜県薬剤師会をはじめ関連団体等と連携し、参加者の理解がより深まるよう、参加者のニーズを踏まえた内容の充実を図ります。（薬務水道課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
健康食品試買検査数	検体	20	20	20	20	20	20	薬務水道課
食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数	人	255	200	200	200	200	200	薬務水道課 生活衛生課 県民生活課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・私たちは現在、インターネット等を通じて、さまざまな健康食品を手軽に入手することができます。しかし、海外製品による健康被害などもあり、安易に利用することには注意が必要です。特に、医薬品を服用されている方は、医師や薬剤師に相談しましょう。

・健康を保持するためには、まず、バランスの取れた食生活を送ることが大切です。健康食品を利用する場合には、氾濫する情報に振り回されず、正しく理解したうえで、それぞれの食生活の状況に応じた選択をすることが必要です。

○食品関連事業者の皆さんへ

・健康食品による健康被害を未然に防止するため、健康食品を製造・販売する皆さんは、起こり得る被害を想定し、徹底した対策に取り組む必要があります。

・大切なことは、製造段階で原材料の確認を徹底的に行うことや、適切に表示を行うこと、そして表示を含め、県民に対して適切な情報提供を行うことです。

【参考】健康食品について

◇健康食品とは

一般的には、広く健康の保持増進に資する食品として販売・利用されるもの全般を指します。しかし、法律上は、私たちの口に入るものは、食品か医薬品のどちらかに分類され、健康食品という分類はありません。したがって、健康食品といえども、あくまで食品の一部であり、医薬品的な効能効果を期待することはできません。

◇健康食品の表示

国の制度として、国が定めた安全性や有効性に関する基準等を満たした食品に機能性の表示を認める「保健機能食品制度」があります。これらの食品は「血圧が高めの方に」「お腹の調子を整えます」といった健康状態の改善や維持効果を表現するような表示を行うことができます。

なお、医薬品医療機器等法の規制により、健康食品に対して「生活習慣病予防に」や「○○が治る」、「老化防止」などの医学的な効能効果をあらわす表示はできないことになっています。

（９）食品表示対策　【重点施策】

食品表示の適正化を図ります。

現状と課題

○食品表示は、県民が食品を選択し購入するうえで重要な情報源です。食品の表示が適正に行われるためには、表示する事業者が関係法令を十分に理解することが重要です。食品表示に関連する法律は数多く、表示内容も複雑化していることから、表示に関する正しい知識の普及を行う必要があります。

○事業者の制度に対する理解不足や確認もれ等による不適正な表示が依然として見られます。また、全国的に、産地偽装や改ざんなどの偽装表示が明らかになり、令和 3 年度には県内で、生鮮うなぎの産地について事実とは異なる表示をして、あるいは表示をせずに販売する事件が発生しました。平成 27 年度には県内で、県外産牛肉を飛騨牛として販売する事件が発生しました。

○県では、県内に流通する食品の表示適正化を図るため、食品表示を所管する各関係機関が合同で立入検査を実施する「食品表示適正化強化月間」を定め、事業者に対する統一的な監視指導を行っていますが、食品表示に関する県民からの情報提供や問い合わせが多く寄せられており、食品表示の適正化を推進するためにも、今後も関係部局の相互連携を強化して監視指導を行う必要があります。

○食品衛生法、JAS 法、健康増進法の食品表示部分を統合した食品表示法が令和 2 年 4 月に全面施行されました。その後も順次食品表示基準の見直しが行われており、食品関連事業者及び県民への十分な情報提供を行っていく必要があります。

○インターネットを介した電子商取引サイト（以下「EC サイト」）による食品購入が増加しています。一方、食品表示法は食品の容器包装への表示を適用範囲としており、EC サイトにおける食品表示情報は適用範囲外になっています。

○消費者庁は、令和 4 年 6 月、EC サイトに対する消費者ニーズや事業者の取組を参考に、事業者向けの「インターネット販売における食品表示の情報提供に関するガイドブック」を策定しました。

○現在、食品の国際規格を定めるコーデックス委員会において、EC サイトの食品情報提供に係る規格の策定に向けた議論がなされており、注視していく必要があります。

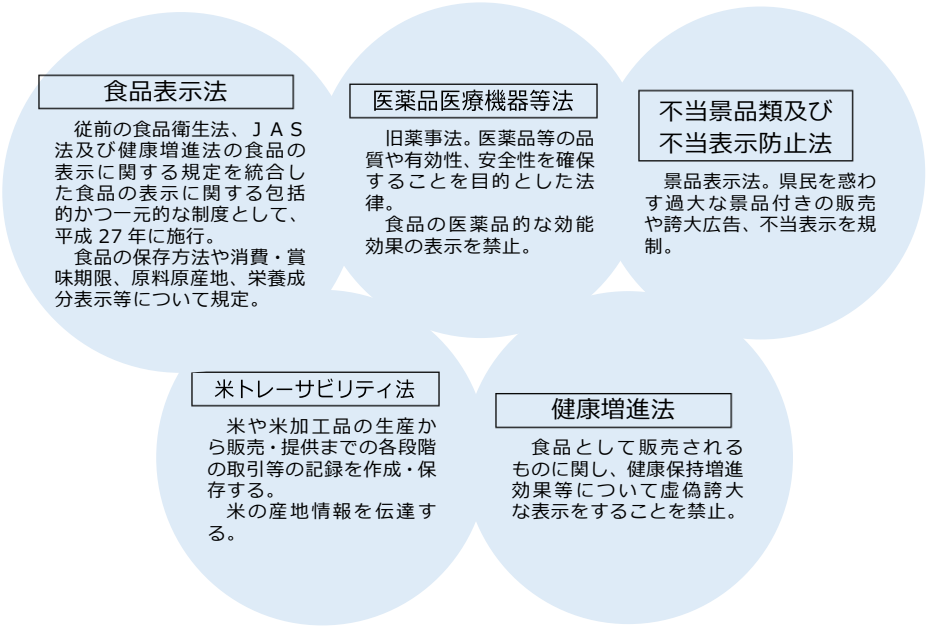

食品の表示に関する主な法律

目指す方向

食品表示が適正に行われるよう、事業者に対する監視指導を行うとともに、県民に対して、食品表示に関する正しい知識の普及を進めます。

主な事業

○食品表示の監視指導（生活衛生課、県民生活課、薬務水道課）

食品関連事業者に対し、食品表示法等の法律に基づく立入検査を実施し、適正な表示の監督指導を行います。食品流通量が増加する夏期と年末には食品表示適正化強化月間を定め、各行政機関が合同で事業者に対する食品表示の監視指導を重点的に行います。

また、ホテル、旅館、飲食店等の事業者に対しメニュー表示等食品表示に関する監視及び啓発活動を行います。

○食品関連事業者に対する講習会の開催（生活衛生課、県民生活課、薬務水道課）

食品関連事業者に対し講習会を行い、景品表示法及び医薬品医療機器等法の法令順守を呼びかけます。

○県民に対する食品表示の情報提供（生活衛生課）

出前講座や栄養成分表示講習会等により、県民に正しい知識を普及します。

また、EC サイトの食品情報提供に係る規格の策定に関連する国内外の最新の動きについて情報提供するとともに、EC サイトで食品を購入する際の注意点の理解を図ります。

○食品表示に関する相談窓口の設置（生活衛生課）

県民からの食品表示に関する情報や、事業者からの食品表示相談を受け付けます。

コラボレーション

・農林水産省東海農政局、岐阜市保健所と連携し、合同で監視を行います。（生活衛生課、県民生活課）

・食品販売店やぎふ食と健康応援店と連携し、ポップやリーフレットにより、食品表示の活用方法等について利用客に情報提供を行います。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数	回	640	600	600	600	600	600	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
食品表示法に基づく立入検査の実施回数	回	1,250	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	生活衛生課
食品表示に関する講習会（事業者対象）※1の受講者数 （再掲）	人	292	300	300	300	300	300	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
ホテル・旅館・飲食店等の立入検査件数（再掲）	件	108	100	100	100	100	100	県民生活課 生活衛生課
食品表示に関する講習会（消費者対象）※2の実施回数	回	39	25	25	25	25	25	生活衛生課

※1 食品表示等総合講習会、栄養成分表示の表示方法講習会及び食品表示法基礎講習会

※2 出前講座及び食品安全セミナー等のうち、食品表示をテーマとした県民向け講習会

岐阜県からのメッセージ

〇県民の皆さんへ

・食品表示は、食品を選択し購入するうえで重要な情報源です。また、保存方法や期限表示のように、購入後の取扱いに関する情報も含まれています。

・必要な情報は、各個人の好み・価値観や食物アレルギーの有無などにより異なりますので、自分が必要とする情報を食品表示から読み取ることが大切です。そのためには食品表示に関心を持ち、理解を深めることが必要です。

・県では、出前講座の開催や、相談窓口を設置するなど、食品表示に関する疑問にお答えしています。

〇食品関連事業者の皆さんへ

・食品表示は、県民と食品関連事業者の皆さんをつなぐ重要な役割を担っています。

・万一、事故が発生した場合は、その原因の究明や食品の回収など、事故の拡大防止のための措置を迅速かつ的確に行うための手がかりになります。

・食品関連事業者の皆さんが食品表示の理解を深めることで食品表示の適正化が進み、食品に対する県民の安心感を深めることにつながります。

（１０）輸入食品対策

県内に流通する輸入食品について安全性を確認します。

現状と課題

○令和３年度の日本の食糧自給率は 38%であり、カロリーベースで約６割を海外からの輸入食品に依存しており、輸入食品なくして国民の食生活は成り立たない現状にあります。

○輸入食品の安全性について、県民の根強い不信感は払しょくされていません。県民アンケートにおいて、「輸入食品」は、不安を感じる項目として常に上位に挙げられています。令和２年度に実施したアンケートでは、約８割が輸入食品の必要性を感じている一方で、輸入食品が安心できるものとする人は１割程度という結果となっています。

（R2 年調査、回答者数：1169 人）

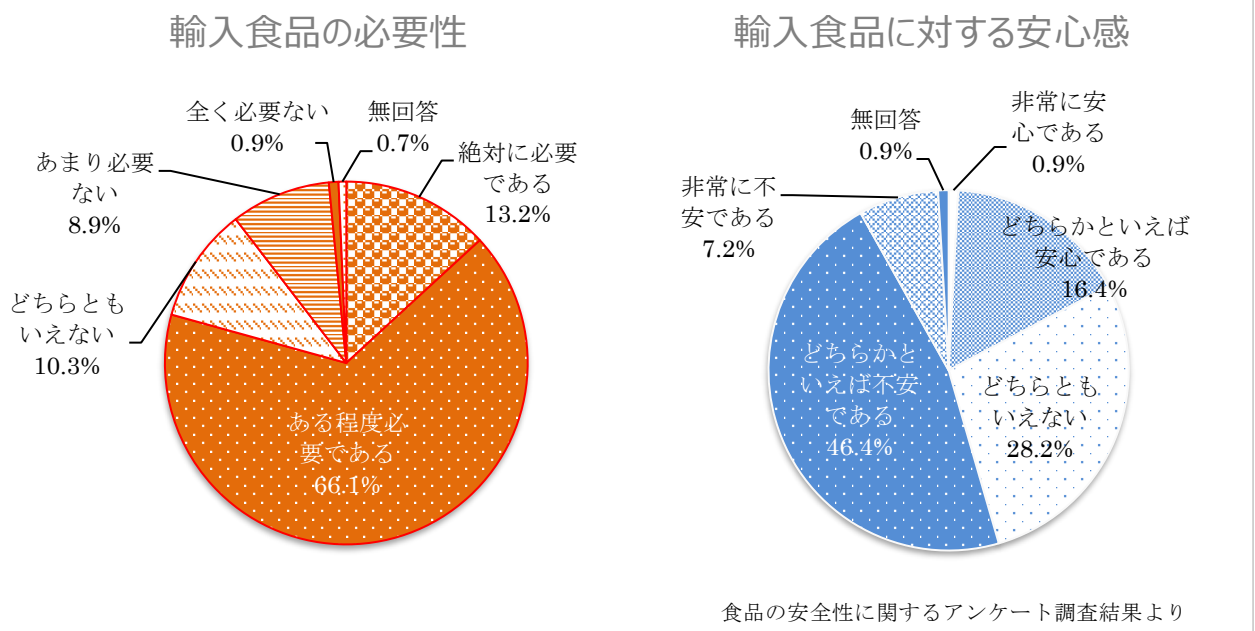

食品の安全性に関するアンケート調査結果より

○輸入食品については、輸入時に検疫所で検査が行われています。令和４年度の輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（厚生労働省）によれば、届出件数の 8.4%にあたる 202,671 件について検査が実施され、このうち 781 件について、法違反として積み戻し・廃棄等の措置がとられました。これは届出件数の 0.03%にあたります。

○県においても県内を流通する輸入食品の検査を実施しています。第 4 期計画中における検査では、令和３年度に１検体から基準値を超える残留農薬が検出されました。

○県民の不信感に対応するため、輸入食品の検査を継続し、安全性を確保する必要があります。

目指す方向

県内を流通する輸入食品について、残留農薬検査、食品添加物検査、残留動物用医薬品検査を行い、検査結果を公表するとともに、国や他自治体と連携し、輸入食品の違反状況等の情報収集に努めます。

主な事業

○県内に流通する輸入食品の検査（残留農薬）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食品について、残留農薬に関する基準を超過したものがないか確認

します。

○県内に流通する輸入食品の検査（食品添加物）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食品について、保存料や着色料、防かび剤などの使用状況や表示について検査を行い、食品添加物の適正な使用・表示が行われているかを確認します。

○県内に流通する輸入食品の検査（残留動物用医薬品）（生活衛生課）

県内に流通する輸入食肉・水産物等について、残留動物用医薬品に関する基準を超過したものがないか確認します。

コラボレーション

・国や他地方自治体と連携し、輸入食品の違反状況等の情報収集に努めるとともに、県民に向けて出前講座等の機会に輸入食品に関する知識の普及を図ります。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の残留農薬検査数目標達成率（再掲）	%	83 (66/80検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の食品添加物検査数目標達成率（再掲）	%	-	100	100	100	100	100	生活衛生課
食品衛生監視指導計画に基づく輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数目標達成率（再掲）	%	55 (33/60検体)	100	100	100	100	100	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・輸入食品は、輸出国政府によって日本の規制に合った生産・製造・加工等の管理の監視指導や輸出前検査がなされており、輸入時には空港や港にある国の検疫所による検査、さらに流通時には都道府県等による検査を行い、違反となったものは回収・廃棄されています。こうした取組により輸入食品の安全性の確保を図っています。

・輸入食品について、一部の違反事例や報道などにより、不安なイメージを持たれている方も多いと思いますが、輸入食品を一切使用しないことが難しいことも事実です。まずは輸入食品について知り、輸入食品と上手に向き合っていきましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・輸入食品に対する県民の根強い不信感を払しょくしていくためには、食品関連事業者の皆さんに安全な輸入食品の流通・販売に努めていただくことが必要です。

・安全を担保するため、県内に流通する輸入食品に対して実施する検査にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

（１１）食品廃棄物対策

食品廃棄物の適正な管理について監視指導します。

現状と課題

○平成 27 年度、産業廃棄物処理業者及び食品製造業者により食品廃棄物が再び食品として販売されるという事案が発生しました。

○食品製造施設においては、食品の衛生管理と合わせて、製造工程から排出される廃棄物が適正に廃棄されているかの確認を行う必要があります。

○県は、食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入監視権限を付与し、食品関連施設の立入監視時に、食品廃棄物の適正な処理について確認するなどの監視指導を行っています。

○休業している食品製造施設で食品廃棄物の不正流通事件が発生したことから、営業施設の監視指導だけでなく、休業施設の定期的な確認も必要です。

○循環型社会の形成にあたっては、県民一人ひとりの意識向上と実践が欠かせないことから、これまで県民に対し、日常生活の身近な課題である家庭ごみの減量化の取組を呼びかけ、積極的に推進しています。さらに、家庭ごみの約４割を占める食べ残し（食品廃棄物）を削減するため、県内の飲食店、宿泊施設、食品小売店等と連携して食べきり運動を推進することにより、県民の「食べきり」に対する意識の向上と、実践に向けた普及・啓発を図っています。

なお、食べきりの促進と自己責任を前提に食べ残し料理の持ち帰りを呼びかけていくため、食べ残し対策に取り組むに当たっての留意事項を周知させることが課題です。

目指す方向

食品事業者に対して、食品を廃棄する場合は排出者責任として、適切な処理をするよう周知するとともに、食品廃棄物が再び食品として販売されることのないよう、監視指導等の対策を実施します。

県内の飲食店、宿泊施設、食品小売店等と連携して食べきり運動を推進することで、県民一人ひとりの食品廃棄物の削減に対する意識を高め、循環型社会の形成を目指します。

主な事業

○食品衛生監視指導計画に基づく食品関連施設の監視指導（生活衛生課、廃棄物対策課）

食品衛生監視員に廃棄物処理法に基づく立入監視指導権限を付与し、食品関連施設の立入検査時に食品廃棄物の適正な処理について確認する等の監視指導を実施します。また、弁当屋等に対し、食品の保管状況や仕入れ状況などを確認し、食品の適正管理について監視指導を行います。

県内の食品廃棄物を取扱う廃棄物処理業者に、必要に応じて立入りし、廃棄物処理の流れ、処理状況、施設内に未処理の食品廃棄物が過剰に保管されていないかどうか等の監視指導を実施します。

○休業施設の監視（生活衛生課）

岐阜県食品衛生協会の食品衛生指導員等と連携して、食品関連事業者の営業状態等の情報収集に努め、休業施設の状況について定期的な確認を行います。

○食品衛生責任者講習会における周知徹底（生活衛生課）

食品衛生責任者講習会を活用し、関連事業者に食品廃棄物の適正な処理について周知す

るとともに、事業者としての責任の周知徹底を図ります。

○ぎふ食べきり運動協力店登録制度の運用（廃棄物対策課）

「ぎふ食べきり運動」に協力する飲食店、宿泊施設、食品小売店等を協力店として登録し、県ホームページ等で紹介します。

○ぎふ食べきり運動の普及啓発（廃棄物対策課）

協力店・協力企業、関係事業団体や消費者団体を通じた啓発を強化するほか、各種の広告等を活用した広報を実施することで、「ぎふ食べきり運動」の普及を図り、県民の食べきりに関する意識を高めます。

コラボレーション

・岐阜県食品衛生協会に対し、食品衛生指導員が実施する食品営業施設に対する巡回指導において把握された休業施設や無許可営業施設の情報を保健所に提出いただくなど、情報の共有、連携を図っていきます。（生活衛生課）

・県内の飲食店、宿泊施設、食品小売店等をぎふ食べきり運動協力店・協力企業として登録し、食べきり運動を推進します。また、全岐阜県生活協同組合連合会等の各種団体と情報交換を行うなど連携して、普及啓発を図っていきます。（廃棄物対策課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視指導計画に基づく食品製造施設監視目標回数達成率	%	141 (2,363/ 1,674施設)	100	100	100	100	100	生活衛生課
休業施設の監視指導数	回/施設	4回/ 4施設	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	把握している全休業施設に1回/年	生活衛生課
ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数	店	1,223	1,295	1,330				廃棄物対策課
ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数※	店	1,223			1,435	1,450	1,466	廃棄物対策課

※R6、R7は、「岐阜県食品ロス削減推進計画」で定めるR12年度目標値1,500店舗とR4実績との差を年次で除した値。R8～R10は、同目標とR6実績との差を年次で除した値。

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・飲食店で適量を注文することや、宴会時に30・10運動* を実践することにより、食べ残しが生じないように努めましょう。また、家庭では、買い物の前に冷蔵庫の中を確認することなどにより、食品廃棄物の発生を防ぎましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・食品を廃棄する際、排出者責任として、関係法令を遵守して適正に廃棄処理をすることが求められています。

・食品の製造から廃棄までの正しい知識の習得、正しい手順を踏んだ廃棄処理の徹底をお願いします。

・飲食を提供する事業所におかれましては、料理の量の調整や小盛りメニューの導入、宴会時の 30・10 運動など食べ残しを減らすための呼びかけなど、食品廃棄物の発生を少なくする取組にご協力をお願いします。

用語解説

◇30・10(さんまる・いちまる)運動

宴会時に、乾杯後 30 分と終了前 10 分の間は自分の席で料理を楽しむことで、食べ残しをなくす取組です。

・乾杯後 30 分間は、席を立たず料理を楽しみましょう。

・宴会の終了 10 分前には、自分の席に戻って再度料理を楽しみましょう。

４　危機管理体制の構築

（１）危機管理対策の推進

食品事故の発生に備え、食品安全の危機管理体制を整備します。

現状と課題

○食品流通の広域化、複雑化により、食中毒をはじめとする食品関連の事故が大規模化、複雑化する傾向にあります。

○農薬等の有害物質や異物の混入による事故などの予測が困難な事態に迅速に対応し、被害の拡大防止と原因究明を的確に行うため、各種マニュアルを設け、緊急時における関係機関の連絡協力体制及び具体的な調査・対応の指針を定め、不測の事態に備えることが必要です。

○食品による健康被害の未然防止や拡大防止のため、食品関連事業者に対し、食品に関する危機管理情報を迅速かつ正確に提供することが重要です。

○県では、食品安全情報メールを活用し、食品関連事業者に対し、食中毒警報や食品の自主回収情報などの情報を配信してきました。食品安全情報メールの登録者数は第 4 期計画策定時の総数を維持しており、危機管理に関する情報共有体制の構築を引き続き進めていくことが必要です。

○地震等の災害発生時における食の安全を守るため、緊急時の対応を整備することが重要です。

目指す方向

食品関連の事故が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、状況の変化に応じてマニュアルの見直しを行うとともに、関係職員に周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

また、食品関連事業者と食品の危機管理に関する情報の共有を進めます。

主な事業

○危機発生時の初動体制の整備（健康福祉政策課）

危機が発生した際、発生原因が不明である等の理由で、初動体制に遅れが生じる恐れがあります。こうしたことのないよう、岐阜県健康危機管理対策の指針に基づき調整会議を開催するなどし、対応する課の特定や関係課の役割分担を迅速・的確に行います。

○健康危機管理に関するマニュアルの改訂及び周知（感染症対策推進課、生活衛生課）

食品の危機管理に関するマニュアル（社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル、食中毒調査マニュアル、食中毒検査マニュアル、毒物中毒等危機管理マニュアル）を状況に応じて改訂し、迅速・的確な体制を整備します。また、保健所担当者会議などの機会に、関係職員に対しマニュアルの周知徹底を図り、適切な運用に努めます。

○食品安全連絡会議の開催（生活衛生課）

食品関係団体や事業者と行政機関で構成する「食品安全連絡会議」を開催し、食品の危機管理に関する情報を共有し、協力体制を構築します。

○食品安全情報メールの活用（生活衛生課）

食品安全情報メールを活用し、食品関連事業者に対し、食中毒警報や食品の自主回収情報など、食品に関する危機管理情報を配信します。

○災害時における対応の強化（防災課、生活衛生課）

避難所における食物アレルギーや食中毒による健康被害を防止するため、避難所を運営する市町村に対し、食物アレルギーへの対応や、食中毒の防止の徹底について呼びかけます。また、県から市町村に物資を送る際には、食品の期限表示に十分留意します。

○他県及び国との連絡体制の整備（生活衛生課）

東海北陸広域連携協議会* と連携し、同一感染源による広域の食中毒発生等の食品による健康危機管理事案に備え、他県及び厚生労働省との夜間休日における連絡体制を構築するとともに、緊急時の訓練に参加します。

コラボレーション

・食品安全連絡会議等において食品関連事業者や他の行政機関との連携を深め、非常事態において迅速・的確に対応する体制を固めます。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品安全情報メール登録者総数	件	430	440	460	480	500	520	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・食品に関する危機が発生する場合には、その原因として、食中毒、異物の混入など、いろいろな可能性が考えられます。

・食品が原因と思われる体調不良などがある場合は、医療機関を受診いただくとともに、最寄りの保健所にご相談ください。

○食品関連事業者の皆さんへ

・食品による健康被害を未然に防止し、また万一健康被害が発生した場合も、その拡大を防止するため、日頃から食品に関する危機管理情報を収集し、社内の連絡体制を整備しましょう。

・自らが取扱う食品について健康被害の情報があった場合は、最寄りの保健所にご相談いただくとともに、保健所の指示に基づき、原因の究明・被害拡大の防止とともに、再発防止についての検討を行いましょう。

・また、県では食品安全情報メールにより、食中毒警報や食品の自主回収情報などの情報を送信していますので、ご利用ください。

□ 食品安全情報メールの登録について（岐阜県庁ホームページ）
https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/251774.pdf

用語解説

◇東海北陸広域連携協議会

食品衛生法に基づき、地域ブロックごとに設置される広域連携協議会で、東海北陸ブロックについては、東海北陸厚生局、6 県（愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、石川県、富山県）、11 市（名古屋市、豊田市、岡崎市、豊橋市、一宮市、岐阜市、四日市市、静岡市、浜松市、金沢市、富山市）で構成されています。この協議会は広域にわたる食中毒の

発生又はその拡大防止等を目的に、構成員間の連絡体制の整備の他、食中毒事案が発生した際に実施する調査及び検査内容、人員の派遣等について協議を行います。

施策の方向２　食品に対する安心感の向上

１ リスクコミュニケーションの推進

（１）双方向のリスクコミュニケーション　【重点施策】

情報共有と意見交換により、食品安全について県民、食品関連事業者、行政が共に考えていきます。

現状と課題

○県民の食の安心感を向上させるためには、監視指導や検査等の食品の安全性を確保する取組だけではなく、その取組を県民に伝えていくことが重要です。そのためには、食品のリスク* に対し、県民をはじめ食品安全に関するすべての関係者との双方向のリスクコミュニケーション* を通じて、総合的に理解を図る必要があります。

○県では、食品安全をテーマとしたシンポジウムや、農産物の生産現場や食品の製造現場の見学を行うセミナー等のリスクコミュニケーション事業の実施により、食品関連事業者と県民の信頼関係の構築に努めています。

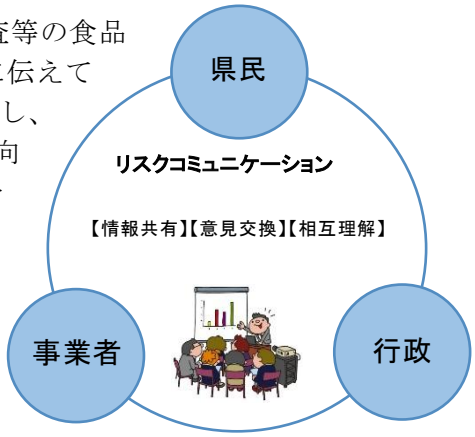

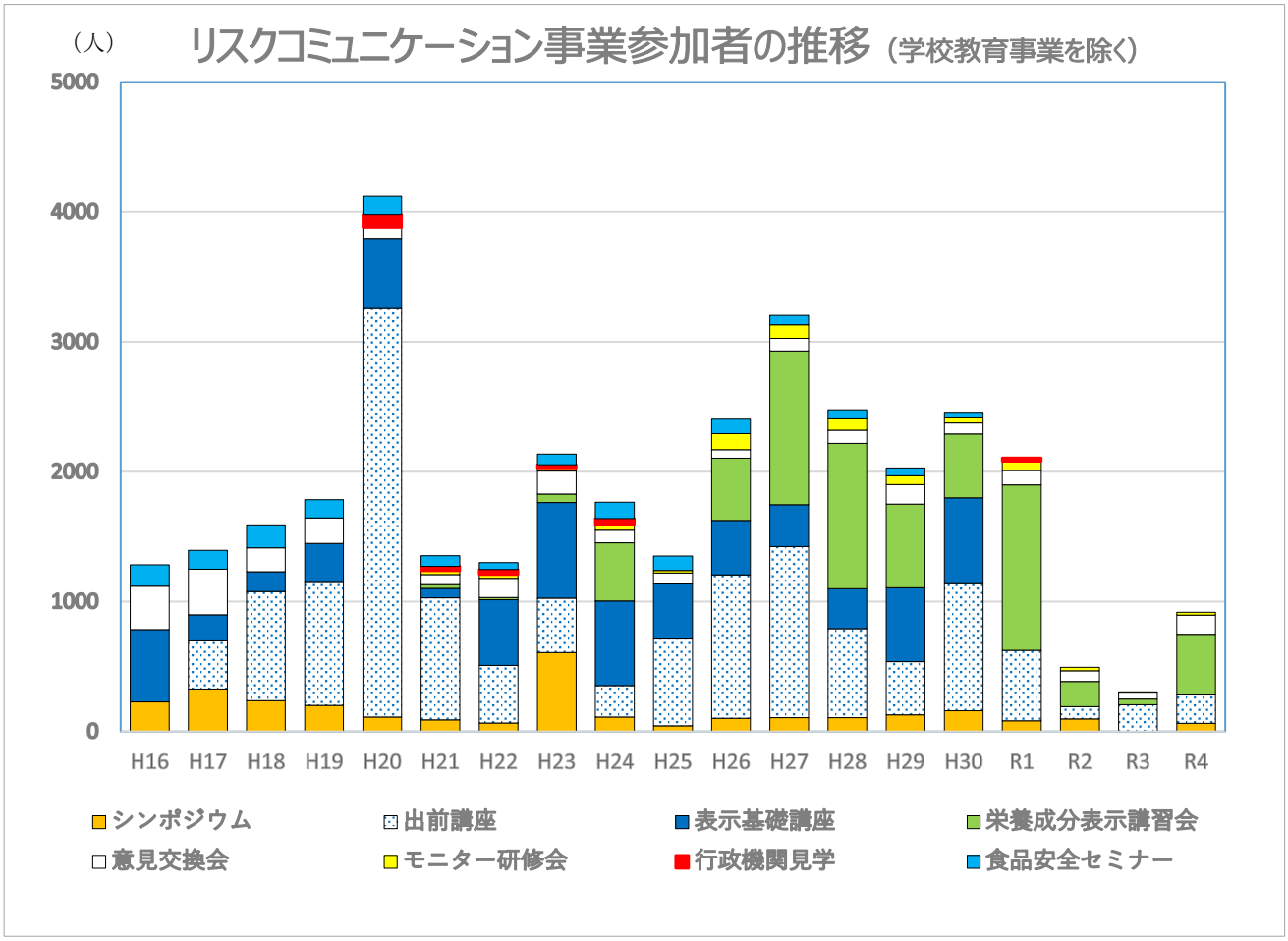

○リスクコミュニケーション事業には、令和元年度は 2,000 人以上の参加者がありました

が、令和 2 年 1 月に国内で発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、開催中止が相次ぎ、また開催した場合にも入場を制限するなどの措置を行ったため、令和 2～4 年度は、年間 1,000 人以下となっています。

○令和 4 年度の県民アンケート調査によると、残留農薬、輸入食品、健康食品等様々な食品の安全に係る項目それぞれに対して、「非常に不安」または「どちらかといえば不安」という回答がありました。

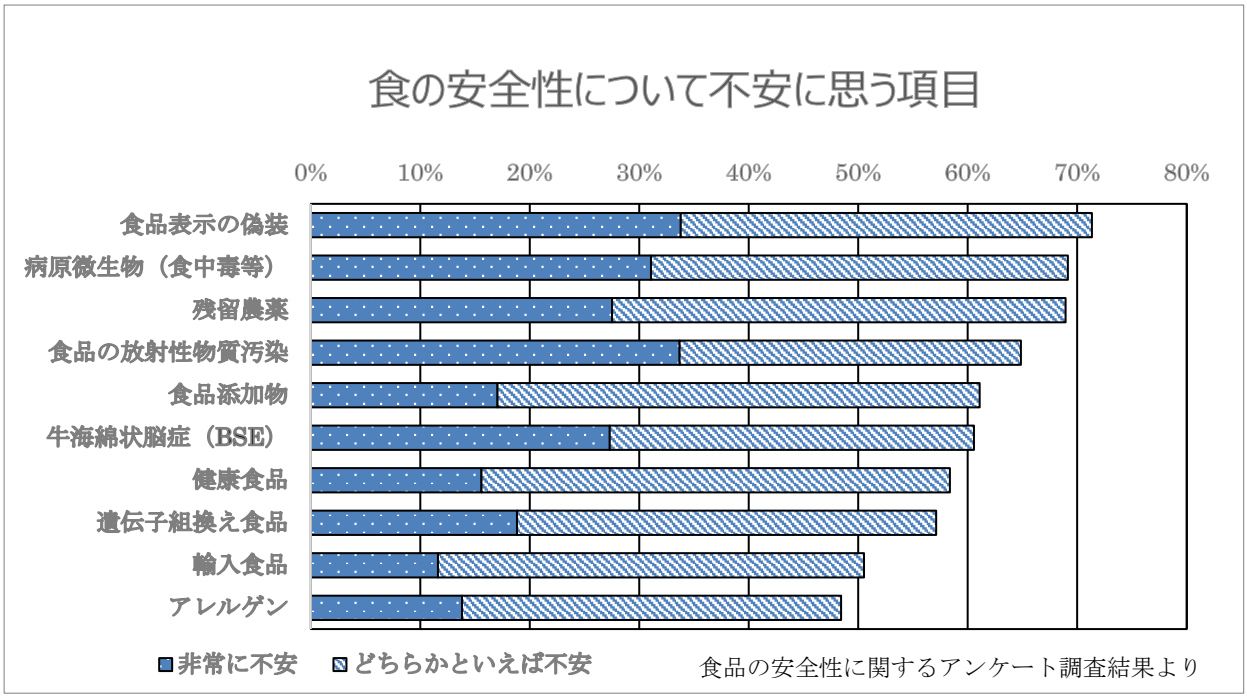

○リスクコミュニケーション事業について、インターネットを活用するなど工夫し、さらに充実、発展させていく必要があります。

目指す方向

食品安全に関するすべての関係者との双方向のリスクコミュニケーションを通じて、共に食品リスク対策を考えていきます。

シンポジウムでの意見交換

株式会社モンテール美濃加茂工場の見学・意見交換

主な事業

○食品安全をテーマとしたシンポジウムの開催（生活衛生課）

県民に向け、時宜に適った食品に関するテーマを選定するとともに、専門家や行政担当者の説明に加えて意見交換を実施するなど、双方向性を持ったシンポジウムを開催します。

○食品安全をテーマとした講習会等の開催（生活衛生課、農産物流通課）

農産物の生産現場や食品の製造現場の見学と生産者との意見交換を行うセミナーを開催します。また、県民の求めに応じて食品の安全に関する出前講座を実施します。

○食品の安全に関する三者懇談会（生活衛生課）

県民、食品関連事業者及び行政による食品の安全確保に関する意見交換会を関係団体と連携し、開催します。

○インターネット等を利用したリスクコミュニケーション（生活衛生課）

ホームページや民間ソーシャルメディアサービス等を活用するなど、情報提供を行いながら、県民の意見を収集します。

また、シンポジウムや出前講座などについては、オンラインによる個別参加の受入れやサテライト会場を設定するなど、リスクコミュニケーションへの参加方法の選択の幅を広げます。

コラボレーション

・県や生産者団体、消費者団体などが開催するイベントにおいて、共催や協賛、後援などの形で連携することで、その効果を一層高めます。（関係各課）
・事業者見学可能リストの公開、意見交換会等、食品関連事業者及び関係団体が県民に対して行うリスクコミュニケーションを支援します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
リスクコミュニケーション事業の参加者数	人	1,029	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	生活衛生課 農産物流通課
食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度	%	94	90	90	90	90	90	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・食品のリスクについて、県民の皆さんに理解を深めて頂くことが不可欠です。
・県や食品関連事業者は、県民の皆さんにご参加いただける、色々な事業を行っています。まずはシンポジウムやセミナー等を通じて、食品の安全について一緒に考えてみませんか。

○食品関連事業者の皆さんへ

・県や関係機関が行うリスクコミュニケーションに積極的に参加いただき、県民と対話・意見交換を行いましょう。
・食品関連事業者が食品安全に関する自らの取り組みを伝えることが、県民の信頼につながります。施設見学の受け入れやホームページを活用し、積極的に情報発信してい

きましょう。

用語解説

◇リスク

病原菌や農薬、食品添加物などといった食品に存在する危険な要因（ハザード）により、人の健康に悪影響が発生する確率とその影響の程度のことです。どんな食品にも様々なハザードがあり、リスクがない食品はありません。食品の安全について考える際には、リスクが低いか高いかで判断していく必要があります。

◇リスクコミュニケーション

食品の安全性について、県民や食品関連事業者、行政の間で情報共有や意見交換を行い、ともに考えていくことです。

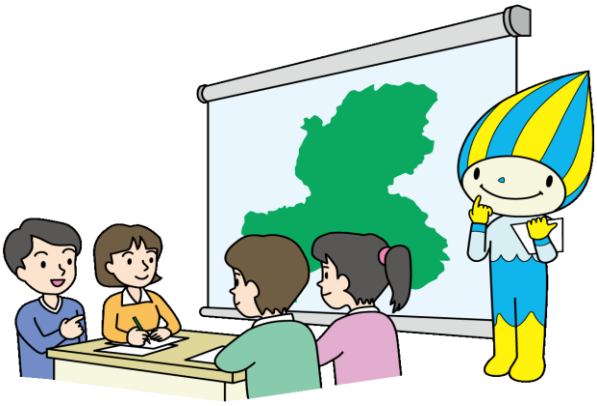

（２）食品の安全と信頼に関する情報の提供

情報提供を迅速かつオープンに行います。

現状と課題

○県では、ホームページやメールマガジン等、さまざまなメディアを用いて、食品安全に関する情報提供に努めています。今後も、「正しい情報を得て、取るべきリスク対策を自分で判断したい」という県民の要望に応えるため、積極的な情報発信を行っていく必要があります。

○食品の安全に無関心な人々への情報提供も重要です。より多くの県民に注意情報が届くよう、情報提供の方法や内容を工夫する必要があります。

目指す方向

食品の安全と信頼に関する情報提供を行います。情報提供にあたっては、正しい情報により、自分でリスク対策を判断したいという県民のニーズに応えるとともに、より多くの県民に情報が届くよう工夫します。

主な事業

○県の実施した施策に関する報告（生活衛生課）

前年度の県の取り組みをまとめた「食品の安全性の確保等に関する報告書」を作成し、県議会に報告・公表します。

○食品の安全に関する情報提供（全関係課）

食品の安全に関する情報や県の取組を県民に情報提供するため、ホームページ等においてわかりやすく迅速な情報提供・情報公開を実施し、施策に対する透明性と信頼性の向上を図ります。

○残留農薬・食品添加物等の検査結果の公表（生活衛生課）

食品衛生監視指導計画に基づき、県で実施した検査（残留農薬・動物用医薬品・食品添加物・遺伝子組換え・アレルゲン）の結果について、速やかにホームページへ掲載します。

○食品の安全・安心ニュースの発行

県民に対して、食品のリスク対策に役立つ情報をわかりやすく伝えるため、「食卓の安全・安心ニュース」を月に１回作成します。

○SNS 等を活用した食の安全に関する情報の発信（生活衛生課）

身近な食の安全に関する情報のほか、「食卓の安全・安心ニュース」の送信、残留農薬・食品添加物等の検査結果のホームページ更新情報をメールマガジンやフェイスブックで発信し、幅広い層を対象とした情報提供を行います。

コラボレーション

・情報発信の方法や内容について、県民の意見を踏まえて随時改善を図ります。また、関係団体を通じて団体会員に資料配布を行うなど、より多くの県民に届くように情報を発信します。（全関係課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食卓の安全・安心ニュースの発行数	回	12	12	12	12	12	12	生活衛生課
メールマガジン配信数	回	27	24	24	24	24	24	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

〇県民の皆さんへ

・テレビ等に限らず、幅広い視点で能動的に情報収集を行うことにより、食品のリスクについての理解を深めましょう。

・県では、情報提供にあたり、シンポジウムの開催やメールマガジンの配信など、食品安全に関する情報を多くの方にわかりやすい形でお届けできるよう留意して情報提供を行っています。正確な情報の入手のために、これらをぜひご活用下さい。

・県では、インターネットを利用し、以下のような情報提供を行っていますので、ご活用ください。

岐阜県庁ホームページ「食品の安全・安心」
https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13240.html

（３）県民の意見の収集と活用

県民の意見を収集し、食品安全行政に生かします。

現状と課題

○県民が真に望む食品安全を実現するためには、県民が日常生活の中で何を感じ、何を望んでいるかを知ることが重要です。

○県民の意見を施策に反映させるため、食品安全に関するアンケート調査や計画等の策定・見直し時のパブリック・コメントを実施しています。また、県民、生産者、流通業者、学識経験者で構成する食品安全対策協議会を年3 回開催し、食品安全に関する意見を収集しています。

○県民の不安を解消するため、県庁や保健所に食の安全相談窓口を設置し、食品についての相談や情報提供を受け付けています。

食品安全対策協議会

目指す方向

県民の意見収集の場を積極的に設け、県民の意見を施策に反映します。

主な事業

○食品安全対策協議会の開催（生活衛生課）

食品安全対策協議会を開催し、県民、生産者、流通業者、学識経験者で構成される協議会委員から、食品の安全確保や安心感向上に関する意見を聴取します。

○食育推進会議の開催（健康推進課）

岐阜県食育推進会議及び圏域食育推進会議を開催し、県民の心身の健康の増進と豊かな人間形成をめざした「食育」を県民と協働して推進するため、幅広く県民の意見を聴取します。

○食品安全対策モニターの活用（生活衛生課）

食品安全対策モニターを募集し、食品安全に関する意見を収集します。

○県民アンケート調査の実施（生活衛生課）

中高生を含めた幅広い世代の県民を対象に食品安全に関するアンケート調査を行います。

○パブリック・コメントの実施（生活衛生課）

計画等の策定・見直し時に、パブリック・コメントを実施します。

○相談窓口の設置（生活衛生課、薬務水道課）

県庁及び保健所に設置した食の安全相談窓口や、保健所に設置した健康食品相談窓口において、食品についての情報収集のほか、食品に関する相談に応じます。

〇食品安全相談員の配置（生活衛生課）

保健所に、食品に関する専門的な知識を有し、相談に応じる食品安全相談員を配置します。

コラボレーション

・県民の意見を収集する際には、食品安全モニターを活用するとともに、関係団体に協力を依頼し、幅広い意見を収集するよう努めます。（生活衛生課）

・食育推進会議において、関係者及び関係団体等と食育の取組状況の共有を行います。（健康推進課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品安全対策協議会の開催回数	回	3	3	3	3	3	3	生活衛生課
食品安全対策モニターからの意見収集	回	4	3	3	3	3	3	生活衛生課
県民アンケート調査の対象人数	人	1,892	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	生活衛生課
食品衛生監視指導計画案へのパブリック・コメントの実施	回	1	1	1	1	1	1	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

〇県民・食品関連事業者の皆さんへ

・食品に関する疑問や意見・要望などがありましたら、県庁及び保健所等に設置されている各相談窓口にご相談ください。

・県が実施するパブリック・コメントやアンケート等において、積極的に意見をいただきますよう、ご協力をお願いします。

2　食品の安全・安心に関する教育の推進

（１）学校等における食品安全教育の推進　【重点施策】

子どもたちに食品安全について学ぶ場を提供し、食品に関する正しい知識が身に付くように教育を推進します。

現状と課題

○食品の安全を確保するためには、未来を担う子どもたちに対し、子どもの頃から食品の安全に関して正しい知識を身につけてもらうことが必要です。そのためには、学校等関係者と連携し、子どもたちが学べる場を提供していくことが重要になります。

○県では平成 21 年度からジュニアクイズ大会、令和元年度からは手洗い教室、学校関係者への講習会、親子食品安全セミナー、令和 3 年度からは中高生向け出前講座を実施し、事業の拡充を図っています。

親子で学ぶ食品安全セミナー（岐阜県保健環境研究所食品安全検査センターの見学・着色料抽出体験）

中高生向け出前講座

目指す方向

子どもの頃から食品安全に関する正しい知識を身につけることで、将来、自らが判断し選択できるように教育を行います。

主な事業

○小学生を対象にした「ジュニア食品安全クイズ大会」の開催（生活衛生課）

小学生を対象に食品安全に関する知識を楽しく身につけてもらえるように、クイズ方式による「ジュニア食品安全クイズ大会」を開催します。

○手洗いマイスターと連携した「手洗い教室」の開催（生活衛生課）

岐阜県食品衛生協会の手洗いマイスター* による「手洗い教室」を連携して開催し、保育園・幼稚園や小学校において、手洗いチェッカーを用いて子どもたちに正しい手洗いを普及啓発します。

○中高生向けの出前講座の開催（生活衛生課）

中学・高校生向けに出前講座「食品の安全、知っ得講座」を開催し、食中毒や食品表示等の正しい知識を習得することにより、食生活においてより適切な選択ができるようにします。

○学校職員を対象とした講習会の開催（生活衛生課・体育健康課）

栄養教諭及び管理栄養士等学校給食関係職員を対象とした食品の安全に係る講習会を開催し、学校における食品安全教育の推進を図ります。

○親子で学ぶ食品安全セミナーの開催（生活衛生課）

小学生とその保護者を対象に食品の生産現場を施設見学し、食品の安全について学ぶ食品安全セミナーを開催します。

○HACCP に沿った衛生管理の普及（生活衛生課）

HACCP に沿った衛生管理について、リーフレットを作成し、出前講座や学校職員を対象とした講習会など、様々な機会を利用して配布、説明することにより児童、生徒に周知を図ります。

コラボレーション

・岐阜県食品衛生協会の手洗いマイスターと連携し、「手洗い教室」を開催します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品安全教室の参加者数 ※	人	944	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	生活衛生課
学校職員を対象とした講習会の開催	回	3	3	3	3	3	3	生活衛生課 体育健康課

※ジュニア食品安全クイズ大会、手洗い教室、中高生向け出前講座参加者の合計数

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・県では、県民を対象に食品安全に関する出前講座やシンポジウムを開催しています。皆さんがそうした事業に参加し、学んだことを子どもたちに伝えていただくことも、大切な子どもたちへの教育です。

○食品関連事業者の皆さんへ

・子ども向けの職場体験や工場見学等を通じて、子どもたちが食品の生産や流通を学べる機会の提供をお願いします。

用語解説

◇手洗いマイスター

岐阜県食品衛生協会が行う手洗いマイスター認定講習会を修了した者に付与される称号です。手洗いマイスターは地域における手洗い指導の中核として、食品関連事業者への指導や、県民への啓発活動を行っています。

（２）地域社会における食品安全教育の推進

県民が自ら食品を判断し選択できる能力を獲得するための支援をします。

現状と課題

○安全で安心な食生活のため、県民自身が、食品等についての知識を身につけ、自身の判断で食品を選択することが重要です。

○食中毒事件の中には、家庭で発生している例も多く見られます。食中毒等による健康危害を予防するためには、事業者や行政による対策のほかにも、県民が自主的に対策を講ずることが重要です。

○県が実施した県民アンケートにおいて、食中毒の原因物質別の認識状況を調査したところ、ノロウイルスを除き、「原因、症状、予防方法まで知っている。」と回答した項目は半数以下であり、県民への食中毒にかかる知識の普及が課題となっています。

○県では、県民の求めに応じて出前講座を実施しています。食中毒予防や食品の表示等、食品の安全に関わるテーマのほか、食育に関する講座もあわせて実施しています。

目指す方向

食の安全安心に関する学習の機会を提供し、食品についての正しい知識に基づいた判断ができる県民の育成を図ります。

主な事業

○出前講座の実施（生活衛生課、健康推進課、薬務水道課）

食品の安全に関する出前講座「食品の安全、知っ得講座」を実施します。

○食品安全に関する県行政機関の施設見学の実施（生活衛生課）

食の安全に関連する試験・研究を行っている機関の施設見学「食の探訪　見て納得！行政機関」を実施し、情報提供や意見交換を行います。

○食品のリスクに関する情報の提供（生活衛生課）

「食卓の安全・安心ニュース」やメールマガジンの発行により、食品に関するさまざまなリスクについての情報を分かりやすい形で提供します。

○「岐阜県消費者施策推進指針」に基づく消費者教育の場における情報提供（生活衛生課、県民生活課）

県民生活課が策定する「岐阜県消費者施策推進指針」に基づく消費者教育の場を活用し、食品安全に関する情報提供を行います。

○HACCP に沿った衛生管理の普及（生活衛生課）

HACCP に沿った衛生管理について、消費者向けのリーフレットを作成し、出前講座やシンポジウムなど、様々な機会を利用し県民に配布、周知を図ります。

コラボレーション

・全岐阜県生活協同組合連合会や岐阜県食生活改善推進員協議会、岐阜県生活学校連絡協議会と連携し、出前講座等の県民が食品安全に関して学習する場を広く周知し、食品安全教育を推進します。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
リスクコミュニケーション事業の参加者数（再掲）	人	1,029	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	生活衛生課 農産物流通課
食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度（再掲）	%	94	90	90	90	90	90	生活衛生課
食卓の安全・安心ニュースの発行数（再掲）	回	12	12	12	12	12	12	生活衛生課

岐阜県からのメッセージ

〇県民の皆さんへ

・食の安全を守るため、事業者や行政は様々な取り組みを行っていますが、最終的に食品を選択するのは県民の皆さんです。食品の安全は自ら守るものという意識で、食品に関する正しい知識を身に着け、それをもとに判断していきましょう。

3 食品の安全に関する各認定制度の活用

（１）食品の安全に関する各認定制度の普及推進

食品安全に関する県の各認定制度を浸透させます。

現状と課題

○岐阜県では、現在、5 つの食の安全に関する認定又は登録の制度を設けています。

制度名	内容	制定年月日	R5.3.31 現在の数	担当課
岐阜県 HACCP 導入施設認定制度	岐阜県が定める基準を満たす衛生管理を実施している施設を認定し、食品営業者が HACCP に基づき衛生管理をしていることを積極的に評価する。	H27.7.1	113 件	生活衛生課
岐阜みどり農業認定制度	環境と調和した農業生産の取組を認定する国の制度である「みどり認定」に、生産工程を管理し、安全・安心を確保する GAP の考え方を取り入れた、新たな認定制度	R8.10 (予定)	－	農産園芸課
ぎふジビエ登録制度	ぎふジビエ衛生ガイドラインに沿った衛生的で安全性の高い野生獣肉であることを明確にし、飲食事業者、加工業者、県民等の利活用意欲を高めることを目的に創設した登録制度	H27.11.27	119 件	農村振興課
ぎふ食べきり運動協力店登録制度	ぎふ食べきり運動協力店として登録し、食べきり運動を推進する。	H30.9.11	1,223 件	廃棄物対策課
ぎふ食と健康応援店	飲食店などのメニューに栄養成分等を表示したり、県からの健康情報を県民へ情報提供する店を協力店として「ぎふ食と健康応援店」に登録する。	H9.4.1	1,040 店	生活衛生課

目指す方向

食品安全に関する県の各認定制度について、事業者や県民にさらに周知し、制度の認知度向上を図るとともに、事業者の各認定取得に向けた取組を支援します。

主な事業

○岐阜県 HACCP 導入施設認定制度の推進（生活衛生課）

HACCP 導入による高度な衛生管理の推進を図るため、HACCP に基づく衛生管理の導入を希望する施設への相談対応、助言指導を行います。申請に応じて審査し、一定水準以上の衛生管理を行っている施設を認定します。また、県民の HACCP の認知度を向上させるため、県や関係団体が行う講習会などの機会を活用し、制度を周知します。

○岐阜みどり農業認定制度の推進（農産園芸課）

本制度の取組拡大や生産された農産物の認知度に向け、ロゴマークの表示やＰＲ活動を実施するほか、量販店や飲食店等の取扱店舗を増やすため、消費拡大に向けたプロモーションを実施します。

○ぎふジビエ登録制度の推進（農村振興課）

ぎふジビエの解体処理施設、加工品製造施設、飲食店、販売店、宿泊事業者等の登録業務を行い、登録店舗を県ホームページ等で紹介するなど、獣肉の利用拡大を進めます。

○ぎふ食べきり運動協力店登録制度の運用（廃棄物対策課）

「ぎふ食べきり運動」に協力する飲食店、宿泊施設、食品小売店等を協力店として登録し、県ホームページ等で紹介します。

○ぎふ食と健康応援店の登録店の活用（生活衛生課）

ぎふ食と健康応援店の登録店から県民へ、食品表示をはじめ食の安全に関する情報提供を行います。

コラボレーション

・岐阜県 HACCP を取得している事業者と連携し、ホームページ等で制度を紹介するなど岐阜県 HACCP 導入施設認定制度の周知を図ります。（生活衛生課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
ぎふ清流 GAP 実践率	%	19.2	25	35				農産園芸課
ぎふ清流 GAP 消費者認知度	%	3.5	20	25				農産園芸課
岐阜みどり農業認定制度取組面積	ha				1,000	2,000	3,000	農産園芸課
ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数 （再掲）	店	1,223	1,295	1,330				廃棄物対策課
ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数（再掲）※	店	1,223			1,435	1,450	1,466	廃棄物対策課

※R6、R7 は、「岐阜県食品ロス削減推進計画」で定める R12 年度目標値 1,500 店舗と R4 実績との差を年次で除した値。R8～R10 は、同目標と R6 実績との差を年次で除した値。

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・県では、食品の安全に関する各種の認定制度を設定しています。また、これらの制度に認定された事業者を県のホームページで紹介しています。どんな商品やどこのお店が認定されているかぜひ探してみて下さい。そして積極的に利用しましょう。

○食品関連事業者の皆さんへ

・皆さんが製造される商品等の安全の信頼度の向上のために、県で設定している食の安全に関する認定・登録制度をご活用下さい。また、それらの制度を県民に情報発信していただくようにお願いします。

施策の方向３　将来にわたる安全な食生活の確保

１ 県内産農林畜産物の生産・消費の推進

（１）環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり

地域の消費者が求める安全安心な農産物を、地域で生産・提供していきます。

現状と課題

○環境や食品の安全性に配慮した生産体制の確保については、ぎふ清流 GAP 評価制度*（令和２年度開始）等の推進により、成果を上げてきました。

○一方、消費者が求める安全で安心な農産物を安定的に提供するためには、より多くの生産者が環境に配慮した農業に取組める環境づくりをするとともに、この取組を広く消費者に伝えていく必要があります。

目指す方向

ぎふ農業活性化基本計画に基づき、従来の「地産地消」を転換し、安全・安心や環境への配慮、新鮮さ等、地域の消費者が求めるものを地域で生産・提供する「地消地産」の考えのもと、県民をはじめ消費者が、岐阜県産の環境にやさしい農産物を選べるような新たな認定制度の創設や、地消地産による生産者の創意工夫を生かした販売力の強化を支援します。

主な事業

○環境保全に取り組む農業者への支援（農産物流通課、農産園芸課）

環境と調和した農業生産の取組を認定する国の制度である「みどり認定」を活用し、生産工程を管理し、安全・安心を確保する GAP の考え方を取り入れた、新たな認定制度「岐阜みどり農業認定制度」を創設します。

この取組の認知度向上に向け、生産された農産物にロゴマーク表示等をした PR 活動や、量販店等の取扱い店舗を活用したプロモーションを実施します。

○朝市・直売所や飲食店、量販店等への支援（農産物流通課）

「岐阜みどり農業認定制度」により生産された消費者ニーズの高い安全で安心な県産農産物の販売を促進するため、直売所や飲食店、量販店等への周遊イベント等を開催する他、朝市・直売所に対する研修会を実施します。

○消費者視点に立った地消地産の推進（農産物流通課）

消費者と生産者等の情報交流の場を設け、消費者ニーズが生産に反映される取組を推進するとともに、食農体験等を通じ、将来を担う子どもから高齢者まで幅広い世代を対象に地域農業への理解促進を図ります。

○学校給食における県産農産物の利用の推進（農産物流通課、畜産振興課、体育健康課）

購入費の一部を助成するなど、学校給食での県産農産物や県内産牛乳の利用を促進します。また、食育月間（6 月）・食育の日（毎月 19 日）学校給食週間（1 月）などを通して、地域の農産物の魅力について周知します。

○キノコ類の需要拡大に向けた調理方法等に関する消費宣伝活動の推進（県産材流通課）

県産キノコを使用した新商品の開発、料理レシピ・宣伝 PV の作成等の県内の消費拡大を目的とした取組を支援します。

コラボレーション

・農産物流通課、畜産振興課と協力し、地消の取組について周知します（体育健康課）
・市町村、農業協同組合等と協同して、環境調和型農業を推進します。（農産園芸課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
ぎふ清流 GAP 実践率（再掲）	%	19.2	25	35				農産園芸課
ぎふ清流 GAP 消費者認知度（再掲）	%	3.5	20	25				農産園芸課
岐阜みどり農業認定制度取組面積（再掲）	ha				1,000	2,000	3,000	農産園芸課
地産地消率	%	40.3	51	52				農産物流通課
学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）	%	60.3	65	66				農産物流通課
県内学校給食における牛乳消費量に占める県内産牛乳の使用割合（年間）	%	100	100	100				畜産振興課
「県産品愛用推進宣言の店」の新規指定数	店	11	10	10				県産品流通支援課

岐阜県からのメッセージ

○県民の皆さんへ

・消費者が求める安全で安心な農産物を安定的に提供するため、より多くの生産者が環境に配慮した農業に取組める環境づくりを推進しますので、この取組を広く県民の皆さんに知っていただき、生産された農産物をご購入いただければと思います。

○食品関連事業者の皆さんへ

・安全で安心かつ、環境に配慮した農業により生産された県産農産物を、流通・販売事業者の皆さんも積極的にご活用いただければと思います。

用語解説

◇GAP

農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）のこと。「工程管理に基づく品質保証」の考え方を農業現場に導入したものであり、食品事故などの問題が農場で起きないよう未然に防ぐ、農場管理の予防型取組です。

これを多くの農業者・産地が取り入れることで、食品の安全性向上のほか、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに県民の信頼確保が期待されます。

◇みどり認定

「みどりの食料システム法」に基づき、環境負荷を低減し持続可能な農業を実現することを目的として、化学肥料・農薬の使用低減等に取り組む農林漁業者の５年間の事業計画を認定する制度

◇岐阜みどり農業認定制度

環境と調和した農業生産の取組を認定する国の制度である「みどり認定」に、生産工程を管理し、安全・安心を確保する GAP の考え方を取り入れた、新たな認定制度（R8.10 制定予定）

2 食品の安全を支える調査研究の推進

（１）食品の安全を支える調査研究の推進・活用

食品の安全に関する調査研究・技術開発を進めます。

現状と課題

○食品の安全性の確保に関する施策をより効果的に実施するためには、食品監視指導業務や検査業務に携わる職員が、その技術や検査手法の向上などの調査研究を自ら行い、その成果を積極的に活用していくことが非常に重要です。

○また、現況に即した事業の改善、向上に資するため、調査研究・技術開発の成果を普及させるための機会を設け、有効に活用する必要があります。

目指す方向

農畜産物の生産技術や、食品の安全性に関する調査研究を推進し、その成果を食品安全施策に活用します。また、事業者等からの技術相談を受け付け、技術支援を行うとともに、調査研究の成果についての普及を推進します。

主な事業

○調査研究の推進（生活衛生課、農政課、家畜防疫対策課、県産材流通課）

試験研究機関による食品の生産技術や検査方法等に関する調査研究や監視指導方法、危機管理に関する実践的な技術向上の取組を実施します。

主な研究・開発内容
・農畜産業における環境負荷を軽減した生産技術開発
・輸入農産物や加工食品などの食品の安全性に関する調査研究
・食品の安全性に関する検査、分析方法の改良
・食中毒の発生時の対応や、その原因に関する科学的な解明
・食品営業施設に対する効果的な監視指導方法の調査研究
・食品の細菌・理化学検査に関する技術向上の調査研究
・と畜検査及び食鳥検査における診断技術向上
・食肉関連施設の衛生管理の向上
・食肉の細菌汚染や動物用医薬品等の残留等に関する調査研究　　等

○県試験研究機関による技術相談、巡回指導（産業イノベーション推進課、農政課、県産材流通課）

試験研究機関において、化学農薬を削減する病害虫防除技術や食品加工技術等に関する事業者や生産者等からの相談に対応します。

○研究成果の発表・周知（生活衛生課、産業イノベーション推進課、農政課、家畜防疫対策課、里川・水産振興課）

各試験研究機関や職員が調査研究、開発した成果を発表する機会を設定するとともに、研究成果の普及のため、広報等により開発した技術や製品等を紹介します。

主な研究成果の発表会
・岐阜県食品科学研究所・岐阜大学応用生物科学部合同研究成果発表会 ・家畜保健衛生業績発表会 ・食品衛生監視員研修会 ・保健所試験検査担当者研修会 ・感染症・食中毒疫学研修会 ・農業技術センター試験研究成果発表会 ・中山間農業研究所（本所）成果検討会 ・中山間農業研究所（支所）成果検討会 ・畜産研究所研究成果発表会 ・水産研究所成果発表会 ・食肉衛生検査技術研修会　　等

コラボレーション

・企業や大学・他研究機関をはじめ、生産者、県庁内各課とも連携しながら、農業生産技術や食品加工技術に関する分野の研究を進めるとともに、企業等からの技術相談に応じ、技術支援を行うことで、研究成果の円滑な普及を推進します。（産業イノベーション推進課、農政課）

・家畜保健衛生所の業務発表と岐阜大学の成果発表を共同開催します。（家畜防疫対策課）

・食品科学研究所の成果発表と岐阜大学の成果発表を共同開催します。（産業イノベーション推進課）

指標

項目	単位	R4年度 実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
試験研究機関による技術支援の実施件数※	件	1,847	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	産業イノベーション推進課

※食品科学研究所での依頼試験件数

岐阜県からのメッセージ

〇県民・食品関連事業者の皆さんへ

県では、今後も食品の安全性確保に資する研究・開発を推進します。そして、食品関連事業者の皆さんから技術に関する相談をいただくことで、技術支援を通じた調査研究成果の普及を推進します。

3 食品の安全を守る人材の確保

（1）食品の安全を守る人材育成の推進

食品の安全に関する高い専門性を持つ人材を育成します。

現状と課題

○食品関連事業者に対し適切な指導・助言を行うため、また、効率的な監視指導や食品の検査を実施するために、食品の安全性確保に携わる行政職員は、常に最新の知識や技術を習得し、専門性を持って業務を行う必要があります。

○食品の安全確保を推進するうえでは、食品関連事業者自らが、食品の生産から販売に至る各段階において安全対策を講ずることが重要です。こうした食品関連事業者の自主的な取組を効果的に推進するために、食品の安全を守る人材を育成し、必要な知識や技術の習得を支援することが必要です。

目指す方向

行政職員の専門性を高めるため、最新の知識や技術の習得機会を設けます。また、食品等関連事業者に対し、必要な知識と技術の習得を支援します。

主な事業

○行政職員に対する教育訓練（生活衛生課、家畜防疫対策課）

食品の安全性確保に携わる行政職員が専門性を持って業務を行うことができるよう、研修会を計画的に実施します。また、国等が開催する研修会に積極的に参加します。

業務分野	内容
食品衛生監視・指導	食品衛生監視員等に対する研修会
食品表示	食品表示相談窓口の担当職員に対する関係法令や監視指導に関する研修会
食品の細菌・理化学検査技術	保健所試験検査担当者に対する研修会
食肉衛生検査技術	食肉衛生検査技術に関する研修会
安全な畜産物の生産	各家畜保健衛生所職員に対する病性鑑定技術についての研修会

○食品安全に携わる人材の育成支援（生活衛生課、農産園芸課、薬務水道課）

食品関連事業者の中から食品の安全を守る人材を育成するとともに、最新の知識や技術の習得を支援していきます。

支援対象	業務内容・活動内容	支援の内容	所管課
食品衛生指導員 (岐阜県食品衛生協会)	食品関連施設を巡回し、食品衛生知識の普及や簡易細菌検査などの自主的な衛生管理活動を実施する	最新の食品衛生に関する情報の提供	生活衛生課
農薬管理指導士	農薬の取扱いについて指導的な役割を担う	最新の農薬に関する情報の提供	農産園芸課
薬食同源アドバイザー (岐阜県薬剤師会)	薬局等において、健康食品や健康食材等の相談に応える	健康食品や健康食材の情報や相談事例についての情報提供	薬務水道課

外食店事業者	提供する食事の栄養成分表示を行う	飲食店における栄養成分表示の充実を働きかけ	生活衛生課

コラボレーション

・食品関係団体等の開催する研修に講師を派遣する機会等をとらえ、積極的に最新の食品安全に関する情報提供を行います。（関係各課）

指標

項目	単位	R4年度実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
食品衛生監視員等研修会の実施回数	回	4	4	4	4	4	4	生活衛生課
食品表示担当者研修会の実施回数	回	1	1	1	1	1	1	生活衛生課
保健所試験検査担当者研修会の実施回数	回	3	3	3	3	3	3	生活衛生課
食肉衛生検査技術研修会の実施回数	回	2	2	2	2	2	2	生活衛生課
病性鑑定技術研修会の実施回数	回	2	2	2	2	2	2	家畜防疫対策課

岐阜県からのメッセージ

〇食品関連事業者の皆さんへ

・食品の安全性を高めるためには、食品に携わる人材のレベル向上が不可欠です。

・日頃から食品安全に関する情報を収集し、知識や技術の向上に努めるとともに、県で実施している講習会や助言指導などの支援を必要に応じてご活用いただき、食品の安全を守る人材の育成に取り組んでいただきますようお願いします。

資　料　編

・岐阜県食品安全基本条例

・指標一覧

・相談窓口一覧

岐阜県食品安全基本条例

平成十五年十二月十八日
岐阜県条例第七十五号

目次

前文
第一章　総則（第一条―第九条）
第二章　施策の基本となる事項（第十条―第十八条）
第三章　施策の推進（第十九条―第二十一条）
附則

前文

近年の経済発展に伴い、県民の生活水準は著しく向上し、私たちの日々の食卓は多種多様な食材でにぎわい、豊かな食生活を享受できるようになった。

このような状況の下、我が国の食糧自給率の低下や国際化の進展等に伴う輸入食品の増加、環境汚染物質による食品の汚染や農薬の食品への残留、不適正な食品添加物の使用や食品表示のあり方など、食品の安全性に対する県民の関心が高まっている。

毎日の食生活は、私たちの生命や健康の根源であり、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上は、県民にとって最も切実な願いの一つである。

このため、生産から消費に至る全ての関係者が、食品が生命と健康の基本であることを認識し、それぞれの立場で食品の安全性の確保に努力するとともに、相互理解を深め、食品に対する安心感の向上を図っていく必要がある。

ここに、全ての県民の参加と協働により、食品の安全性の確保と食品に対する安心感の向上を図り、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与するため、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、食品が生命及び健康の基本であるという認識の下に食品等の安全性の確保及び食品に対する安心感の向上（以下「食品の安全性の確保等」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに消費者である県民の役割を明らかにするとともに、食品の安全性の確保等のための施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民が健康で安心できる生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において「食品」とは全ての飲食物（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

2　この条例において「食品等」とは、食品、添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）、器具（同条第四項に規定する器具をいう。）、容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。

3　この条例において「食品関連事業者」とは、食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第八条第一項に規定する食品関連事業者であって、県内に事業所、事務所、施設又は場所を有するものをいう。

（基本理念）

第三条　食品の安全性の確保等は、このために必要な措置が、食品が生命及び健康の基本であるという共通認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

2　食品の安全性の確保等は、県民、食品関連事業者、県等全ての関係者の信頼と相互理解の下に達成されなければならない。

3　食品の安全性の確保等は、食品の安全性に関する情報の積極的な開示と県民の意見に対する十分な配慮の下に行われなければならない。

（県民の役割）

第四条　県民は、食品の安全性についての知識を深めるとともに、食品関連事業者との積極的な交流を通じて、食品の生産等に関する理解の向上に努めるものとする。

2　県民は、食品の安全性の確保等に関する施策に対して意見を表明するように努めることにより、自らの健康で安心できる生活の確保に積極的な役割を果たすものとする。

（食品関連事業者の責務）

第五条　食品関連事業者は、食品の安全性の確保等が県民の共通の願いであることを認識し、農林水産物の生産から食品の製造、加工、流通、販売に至る全ての過程において、食品等及び食品の安全性に関与する生産資材が安全かつ適正に取り扱われるよう必要な措置を講じなければならない。

2　食品関連事業者は、自らが取り扱う食品等及び自らの事業活動に係る情報の開示、県民との積極的な交流等を通じて、食品に対する県民の安心感の向上に努めなければならない。

3　食品関連事業者は、前二項に定めるもののほか、県が実施する食品の安全性の確保等に関する施策に協力しなければならない。

（県の責務）

第六条　県は、第三条に定める基本理念にのっとり、食品の安全性の確保等のための総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2　県は、食品関連事業者と連携し、食品等の安全に係る情報を収集し、必要な情報を公表しなければならない。
3　県は、前二項に定めるもののほか、食品の安全性の確保等を図るため関係法令の規定等に基づき必要があると認めるときは、必要な措置を講じなければならない。
（市町村との連携）
第七条　県は、食品の安全性の確保等に関する施策を地域の実情に応じて効果的に実施するため、市町村との密接な連携を図るものとする。
（国等との協力）
第八条　県は、食品の安全性の確保等に関して広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）と協力して、その推進に努めるものとする。
2　県は、食品の安全性の確保等を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。
（財政上の措置）
第九条　県は、食品の安全性の確保等のために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章　施策の基本となる事項
（安全な食品等の生産）
第十条　県は、安全で良質な食品等の生産を促進するため、食品等について適切な生産管理が行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
2　県は、安全で良質な食品等の生産に資する農林水産物の生産のための農林水産業の振興に関する施策の充実に努めなければならない。
（検査及び監視の体制の整備）
第十一条　県は、食品等の生産から消費に至る全ての過程において、食品の安全性の確保等に関し適切な取扱いが行われていることを検査し、及び監視するよう必要な措置を講ずるものとする。
2　県は、前項の措置を円滑に実施するため、検査の受付の一元化等検査及び監視の一元的な体制の整備に努めなければならない。
（適正表示の推進）
第十二条　県は、食品の安全性の確保等に重要な役割を果たしている食品の表示が、適正に実施され、かつ、県民の食品に対する安心感の向上に配慮した効果的な方法で行われるよう必要な措置を講ずるものとする。
（県民と食品関連事業者の信頼確保）
第十三条　県は、県民と食品関連事業者が相互に理解を深め、信頼関係を構築できるよう必要な措置を講ずるものとする。
（積極的な情報開示及び知識の普及）

第十四条　県は、食品の安全性に関する情報を積極的に開示するとともに、県民の食品の安全性に関する知識を深めるよう必要な措置を講ずるものとする。

（県民の意見の反映）

第十五条　県は、県の行う食品の安全性の確保等のための施策の策定に当たっては、その施策に関する情報を県民に提供し、及び県民が意見を述べる機会を設けることにより、その施策の策定の過程における公正性及び透明性を確保するとともに、その施策が県民の意見を適切に反映したものになるよう必要な措置を講ずるものとする。

（危機管理体制の整備）

第十六条　県は、食品等による健康被害を未然に防止し、又はその拡大を防止するための危機管理体制を整備するよう必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究の推進等）

第十七条　県は、食品の安全性に関する調査研究を推進し、及びその成果を普及するよう必要な措置を講ずるものとする。

（食品の安全性に関わる人材の確保及び育成）

第十八条　県は、食品の安全性に関して専門的な知識を有する人材を確保し、及び育成するよう必要な措置を講ずるものとする。

第三章　施策の推進

（推進体制の整備）

第十九条　県は、食品の安全性の確保等に関する施策を立案し、及び積極的に推進するための総合的な体制を整備するものとする。

（基本計画）

第二十条　知事は、食品の安全性の確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、岐阜県食品安全行動基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2　基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　食品の安全性の確保等に関する目標

二　食品の安全性の確保等に関する施策の方向

三　前二号に掲げるもののほか、食品の安全性の確保等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び食品関連事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4　知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5　前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（年次報告等）

第二十一条　知事は、議会に対し、毎年度、県が食品の安全性の確保等に関して講じた施策に関する報告をしなければならない。

２　知事は、前項の報告を毎年度、公表しなければならない。

附　則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附　則（平成二十年三月二十五日条例第二十九号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成二十六年十月十五日条例第五十七号）

この条例は、平成二十六年十一月二十五日（以下「施行日」という。）から施行する。

附　則（令和二年三月二十四日条例第二十九号）

１　この条例は、令和三年六月一日から施行する。

２　この条例の施行の日前に着手された食品関連事業者自らが取り扱う食品等の自主的な回収に係る食品関連事業者及び県の責務については、なお従前の例による。

指標一覧

※　実績：令和４年度の実績値。

項　目			実績	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	担当課
施策の方向 1　食品等の安全性の確保									
1　コンプライアンスの推進									
(1)	コンプライアンスの周知啓発の推進	食品表示に関する講習会（事業者対象）の受講者数	292 人	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
		食品衛生責任者実務講習会受講者の理解度（「理解できた」と回答した割合）	97%	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課
		ホテル・旅館・飲食店等の立入検査件数	108 件	100 件	100 件	100 件	100 件	100 件	県民生活課 生活衛生課
2　HACCP の取組の推進									
(1)	HACCP の適正運用の推進	HACCP に沿った衛生管理の実施率	52%	95%	95%	95%	95%	95%	生活衛生課
3　監視指導･検査の推進									
(1)	食中毒対策	食品衛生監視指導計画に基づく監視目標回数達成率	138% (2,460/1,786 施設)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生責任者実務講習会受講者の理解度（「理解できた」と回答した割合）（再掲）	97%	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課
		関係機関と連携した食中毒対策に関する計画的な広報の実施	４回	４回	４回	４回	４回	４回	生活衛生課
(2)	アレルゲン対策	食品衛生監視指導計画に基づくアレルゲンコンタミネーション対策に係る食品製造施設監視目標回数達成率	100% (100/100 施設)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づくアレルゲン検査数目標達成率	109% (50/46 検体)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
(3)	農薬対策	食品衛生監視指導計画に基づく食品（輸入農産物等を含む）の残留農薬検査数目標達成率	75% (120/160 検体)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の残留農薬検査数目標達成率	83% (66/80 検体)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		農薬販売店の検査数	631 店	200 店	200 店	200 店	200 店	200 店	農産園芸課

項　目			実績	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	担当課
		農薬販売者・使用者等研修の受講者数	781 人	400 人	400 人	400 人	400 人	400 人	農産園芸課
(4)	食品添加物対策	食品衛生監視指導計画に基づく食品（輸入食品を含む）の食品添加物検査数目標達成率	76%（328/430 検体）	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の食品添加物検査数目標達成率	-	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
(5)	遺伝子組換え食品対策	食品衛生監視指導計画に基づく遺伝子組換え検査数目標達成率	103%（31/30 検体）	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		県内で生産された大豆種子の遺伝子組換え検査数	1 検体	1 検体	1 検体	1 検体	1 検体	1 検体	農産園芸課
(6)	環境汚染物質・環境因子対策	食品衛生監視指導計画に基づく米のカドミウム検査数目標達成率	100%（3/3 検体）	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく牛乳等の PCB 検査数目標達成率	100%（2/2 検体）	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		ダイオキシン類常時監視検体数	24 検体	24 検体	24 検体				環境管理課
		水生生物保全に係る環境基準達成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	環境管理課
		空間放射線量率の定点測定地点数	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点	12 地点	環境管理課
(7)	畜水産物対策	薬剤耐性菌調査検体数	21 検体	10 検体	10 検体				家畜防疫対策課
		薬剤耐性菌調査実施率				100%	100%	100%	家畜防疫対策課
		動物用医薬品不適正使用把握件数	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	ゼロ	家畜防疫対策課
		畜産農家への立入・巡回指導の実施	1,107 回/1,107 農場	全農場に対し 1 回／年					家畜防疫対策課
		家畜診療施設（診療獣医師）に対する指導の実施	84 回/84 施設	全施設に対し 1 回／年					家畜防疫対策課
		動物用医薬品店舗販売業者（特例店舗販売業者を除く）に対する立入検査の実施	21 回/32 店舗	全店舗の半数に対し 1 回／年					家畜防疫対策課
		動物用医薬品特例店舗販売業者に対する立入検査の実施	49 回/108 店舗	全店舗の 1/3 に対し 1 回／年					家畜防疫対策課

項　目			実績	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	担当課
		食品衛生監視指導計画に基づく食肉等（輸入品含む）の残留動物用医薬品検査数目標達成率	96% (402/420 検体)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数目標達成率	55% (33/60 検体)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食用水産動物を生産する養殖業者への立入・巡回指導の実施	70 回/ 70 施設	全事業所に対し１回／年					里川・水産振興課
(8)	健康食品対策	健康食品試買検査数	20 検体	20 検体	20 検体	20 検体	20 検体	20 検体	薬務水道課
		食品表示等総合講習会（事業者対象）の受講者数	255 人	200 人	200 人	200 人	200 人	200 人	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
(9)	食品表示対策	食品表示関係法令に基づく合同立入検査の実施回数	640 回	600 回	600 回	600 回	600 回	600 回	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
		食品表示法に基づく立入検査の実施回数	1,250 回	1,200 回	1,200 回	1,200 回	1,200 回	1,200 回	生活衛生課
		食品表示に関する講習会（事業者対象）の受講者数　（再掲）	292 人	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人	生活衛生課 県民生活課 薬務水道課
		ホテル・旅館・飲食店等の立入検査件数（再掲）	108 件	100 件	100 件	100 件	100 件	100 件	県民生活課 生活衛生課
		食品表示に関する講習会（消費者対象）の実施回数	39 回	25 回	25 回	25 回	25 回	25 回	生活衛生課
(10)	輸入食品対策	食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の残留農薬検査数目標達成率（再掲）	83% (66/80 検体)	100%	100%	100	100	100	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく輸入食品の食品添加物検査数目標達成率（再掲）	-	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画に基づく輸入食肉等の残留動物用医薬品検査数目標達成率　（再掲）	55% (33/60 検体)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
(11)	食品廃棄物対策	食品衛生監視指導計画に基づく食品製造施設監視目標回数達成率	141% (2,363/ 1,674 施設)	100%	100%	100%	100%	100%	生活衛生課
		休業施設の監視指導数	4 回/ 4 施設	把握している全休業施設に対し１回／年					生活衛生課

項　目			実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
		ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数	1,223店	1,295店	1,330店				廃棄物対策課
		ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数 ※R6、R7は、「岐阜県食品ロス削減推進計画」で定めるR12年度目標値1,500店舗とR4実績との差を年次で除した値。R8～R10は、同目標とR6実績との差を年次で除した値。	1,223店			1,435店	1,450店	1,466店	廃棄物対策課
4　危機管理体制の構築									
(1)	危機管理対策の推進	食品安全情報メール登録者総数	430件	440件	460件	480件	500件	520件	生活衛生課
施策の方向２　食品に対する安心感の向上									
1　リスクコミュニケーションの推進									
(1)	双方向のリスクコミュニケーション	リスクコミュニケーション事業の参加者数	1,029人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	生活衛生課 農産物流通課
		食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度	94%	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課
(2)	食品の安全と信頼に関する情報の提供	食卓の安全・安心ニュースの発行数	12回	12回	12回	12回	12回	12回	生活衛生課
		メールマガジン配信数	27回	24回	24回	24回	24回	24回	生活衛生課
(3)	県民の意見の収集と活用	食品安全対策協議会の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回	生活衛生課
		食品安全対策モニターからの意見収集	4回	3回	3回	3回	3回	3回	生活衛生課
		県民アンケート調査の対象人数	1,892人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	生活衛生課
		食品衛生監視指導計画案へのパブリック・コメントの実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回	生活衛生課

項　目			実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
2　食品の安全･安心に関する教育の推進									
(1)	学校等における食品安全教育の推進	食品安全教室の参加者数	944人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	生活衛生課
		学校職員を対象とした講習会の開催	3回	3回	3回	3回	3回	3回	生活衛生課 体育健康課
(2)	地域社会における食品安全教育の推進	リスクコミュニケーション事業の参加者数（再掲）	1,029人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	1,000人	生活衛生課 農産物流通課
		食品の安全に関する出前講座における参加者の理解度（再掲）	94%	90%	90%	90%	90%	90%	生活衛生課
		食卓の安全・安心ニュースの発行数（再掲）	12回	12回	12回	12回	12回	12回	生活衛生課
3　食品の安全に関する各認定制度の活用									
(1)	食品の安全に関する各認定制度の普及推進	ぎふ清流GAP実践率	19.2%	25%	35%				農産園芸課
		ぎふ清流 GAP 消費者認知度	3.5%	20%	25%				農産園芸課
		岐阜みどり農業認定制度取組面積				1,000 ha	2,000 ha	3,000 ha	農産園芸課
		ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数（再掲）	1,223店	1,295店	1,330店				廃棄物対策課
		ぎふ食べきり運動協力店登録店舗数　（再掲）※R6、R7は、「岐阜県食品ロス削減推進計画」で定めるR12年度目標値 1,500 店舗とR4 実績との差を年次で除した値。R8～R10は、同目標と R6 実績との差を年次で除した値。	1,223店			1,435店	1,450店	1,466店	廃棄物対策課
施策の方向 3　将来にわたる安全な食生活の確保									
1　県内産農林畜産物の生産･消費の推進									
(1)	環境調和型農業と消費者をつなぐ新たな仕組みづくり	ぎふ清流 GAP 実践率（再掲）	19.2%	25%	35%				農産園芸課
		ぎふ清流GAP消費者認知度（再掲）	3.5%	20%	25%				農産園芸課
		岐阜みどり農業認定制度取組面積（再掲）				1,000 ha	2,000 ha	3,000 ha	農産園芸課

項　目			実績	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	担当課
		地産地消率	40.3%	51%	52%				農産物流通課
		学校給食における地場産物の使用割合（金額ベース）	60.3%	65%	66%				農産物流通課
		県内学校給食における牛乳消費量に占める県内産牛乳の使用割合（年間）	100%	100%	100%				畜産振興課
		「県産品愛用推進宣言の店」の新規指定数	11店	10店	10店				県産品流通支援課
2　食品の安全を支える調査研究の推進									
(1)	食品の安全を支える調査研究の推進・活用	試験研究機関による技術支援の実施件数	1,847件	1,600件	1,600件	1,600件	1,600件	1,600件	産業イノベーション推進課
3　食品の安全を守る人材の確保									
(1)	食品の安全を守る人材育成の推進	食品衛生監視員等研修会の実施回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回	生活衛生課
		食品表示担当者研修会の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回	生活衛生課
		保健所試験検査担当者研修会の実施回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回	生活衛生課
		食肉衛生検査技術研修会の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	生活衛生課
		病性鑑定技術研修会の実施回数	2回	2回	2回	2回	2回	2回	家畜防疫対策課

食の安全に関する相談窓口一覧

■食の安全相談窓口

食の安全に関する総合窓口です。質問、要望、提案などを受付しています。

名　　称	電話番号等	所管区域
県庁食品安全推進室 （生活衛生課内）	058-272-8284 c11222@pref.gifu.lg.jp	岐阜県下全域
岐阜保健所	058-380-3001	羽島市･各務原市･羽島郡
岐阜保健所本巣･山県ｾﾝﾀｰ	058-213-7268	山県市･瑞穂市･本巣市･本巣郡
西濃保健所	0584-73-1111(266)	大垣市･海津市･養老郡･不破郡･安八郡
西濃保健所揖斐ｾﾝﾀｰ	0585-23-1111(261)	揖斐郡
関保健所	0575-33-4011(355)	関市･美濃市
関保健所郡上ｾﾝﾀｰ	0575-67-1111(353)	郡上市
可茂保健所	0574-25-3111(355)	美濃加茂市･可児市･加茂郡･可児郡
東濃保健所	0572-23-1111(357)	多治見市･瑞浪市･土岐市
恵那保健所	0573-26-1111(253)	中津川市･恵那市
飛騨保健所	0577-33-1111(324)	高山市･飛騨市･大野郡
飛騨保健所下呂ｾﾝﾀｰ	0576-52-3111(353)	下呂市

（岐阜市）

名　　称	電話番号等	所管区域
岐阜市保健所	058-252-7194	岐阜市

食の安全に関する県関係機関一覧

■県庁

名　　称	電話番号	業務内容
食品安全推進室 (生活衛生課内)	058-272-8284	食の安全全般、食品衛生 健康食品（健康増進法関係）
薬務水道課	058-272-8285	健康食品（医薬品医療機器等法関係）
農政課	058-272-8415	農産物全般
農産物流通課	058-272-8418	地消地産
農産園芸課	058-272-8436	各品目の生産振興（米、麦、大豆、野菜、果樹、茶、花き等） 環境調和型農業の推進 肥料、農薬の適正使用の推進
畜産振興課	058-272-8449	畜産物
家畜防疫対策課	058-272-8446	
里川・水産振興課	058-272-8293	水産物

■現地機関

業務	名　　称	電話番号	所管区域
食品衛生・健康食品	岐阜保健所	058-380-3001	羽島市・各務原市・羽島郡
	岐阜保健所 本巣・山県センター	058-213-7268	山県市・瑞穂市・本巣市・本巣郡
	西濃保健所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	西濃保健所揖斐センター	0585-23-1111	揖斐郡
	関保健所	0575-33-4011	関市・美濃市
	関保健所郡上センター	0575-67-1111	郡上市
	可茂保健所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	東濃保健所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那保健所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨保健所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
	飛騨保健所下呂センター	0576-52-3111	下呂市

■現地機関（続き）

業務	名　　称	電話番号	所管区域
農薬	病害虫防除所	058-239-3161	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡・大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡・関市・美濃市・郡上市・多治見市・瑞浪市・土岐市・中津川市・恵那市
	病害虫防除所 飛騨支所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡
農産物全般	岐阜農林事務所	058-278-0051	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡
	西濃農林事務所	0584-73-1111	大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡
	揖斐農林事務所	0585-23-1111	揖斐郡
	可茂農林事務所	0574-25-3111	美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡
	中濃農林事務所	0575-33-4011	関市・美濃市
	郡上農林事務所	0575-67-1111	郡上市
	東濃農林事務所	0572-23-1111	多治見市・瑞浪市・土岐市
	恵那農林事務所	0573-26-1111	中津川市・恵那市
	飛騨農林事務所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・大野郡
	下呂農林事務所	0576-52-3111	下呂市
畜産物	中央家畜保健衛生所	058-201-0530	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡
	中濃家畜保健衛生所	0574-25-3111	関市・美濃市・美濃加茂市・可児市・郡上市加茂郡・可児郡
	東濃家畜保健衛生所	0573-26-1111	多治見市・中津川市・瑞浪市・恵那市・土岐市
	飛騨家畜保健衛生所	0577-33-1111	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡
食肉	中央食肉衛生検査所	0584-82-2700	岐阜市・羽島市・各務原市・山県市・瑞穂市・本巣市・羽島郡・本巣郡・大垣市・海津市・養老郡・不破郡・安八郡・揖斐郡・美濃加茂市・可児市・加茂郡・可児郡・関市・美濃市・郡上市・多治見市・瑞浪市・土岐市・中津川市・恵那市
	飛騨食肉衛生検査所	0577-36-2021	高山市・飛騨市・下呂市・大野郡

岐阜県食品安全行動基本計画
～第５期～
令和６年４月発行
令和８年１０月改訂

発　行　岐阜県健康福祉部生活衛生課食品安全推進室
〒500-8570　岐阜市薮田南２－１－１
TEL　058-272-8284
E-mail　c11222@pref.gifu.lg.jp
URL https://www.pref.gifu.lg.jp/page/13240.html